

官報

号
国会会議録

令和七年四月十日

○第二百十七回 衆議院会議録 第十八号

令和七年四月十日(木曜日)

議事日程 第十六号

令和七年四月十日

午後一時開議

第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

第三 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第四 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第五 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○今日の会議に付した案件

日程第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長近藤昭一君。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(近藤昭一君登壇)

○近藤昭一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、近年、熊やイノシシが人の日常生活圏に出没し、人身被害が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生じる事例が増加していること等を踏まえ、熊等の危険鳥獣の銃猟に関する制度を見直し、人の日常生活圏に熊等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十七日本委員会に付託され、翌十八日浅尾環境大臣から趣旨の説明を聴取した後、二十五日から質疑に入り、四月八日に質疑を終局いたしました。

質疑終了後、本案に対しまして、立憲民主党・無所属、日本維新の会及び参政党の共同提案によ

る修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の改正する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、所得に対する

租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長堀内詔子君。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(堀内詔子君登壇)

○堀内詔子君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日・ウクライナ租税条約は、令和六年二月十九日に、日・トルクメニスタン租税条約は、同年十二月十六日に、日・アルメニア租税条約は、同年十二月二十六日に、それぞれ署名されたもので、我が国と相手国との間の二重課税の除去及び脱税等の防止に関する法的枠組みについて定めるものであります。

次に、日・インドネシア経済連携協定改正議定書は、令和六年八月八日に署名されたもので、現行の協定を改め、物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等に関するルール面での改善に関する規定を追加すること等について定めるものであります。

以上四件は、去る三月二十七日外務委員会に付託され、翌二十八日岩屋外務大臣から趣旨の説明を聴取し、四月二日に質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。九日に順次採決を行いました結果、日・ウクライナ租税条約、日・トルクメニスタン租税条約及び日・アルメニア租税条約はそれぞれ全会一致をもって、日・インドネシア経済連携協定改正議定書は賛成多数をもって、いずれも承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第二から第四までの三件を一括して採決いたします。

三件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第六 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第六、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長宮崎政久君。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(宮崎政久君登壇)

○宮崎政久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講ずるとも

に、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を講ずるものであります。

本案は、去る三月二十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、二十六日に武藤経済産業大臣から趣旨の説明を聴取し、二十八日に参考人に対する質疑を、四月二日から政府に対する質疑を行い、九日に質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣あべ俊子君。

(国務大臣あべ俊子君登壇)

○国務大臣(あべ俊子君) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

学校教育の質を高め、全ての子供たちへのよりよい教育を実現するためには、教師に優れた人材を確保することが極めて重要です。しかしながら、教員採用選考試験の倍率が過去最低を更新するなど、教師の人材確保に困難を生じている状況があることから、教職の魅力を高め、教師を取り巻く環境を整備することが必要です。

この法律案は、このような教師に優れた人材を確保する必要性に鑑み、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、教育委員会に対し、教師の業務量の適切な管理その他健康及び福祉を確保するための措置の実施に関する計画の策定、公表や、計画の実施状況の公表、総合教育会議への報告を義務付けるとともに、計画の策定及び実施に関して、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に指導助言等を行うことを努力義務とすることとしております。また、公立学校に対し、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、先に述べた計画に適合するものとなるよう義務付けるとともに、校長が学校運営協議会の承認を得

ることとなっている学校運営の基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとしております。

第二に、組織的な学校運営及び指導の促進を図るため、児童の教育等をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う主務教諭を置くことができることとしております。

第三に、高度専門職である教師にふさわしい処遇の実現を図るため、教職調整額の基準となる額を給料月額額の四％から一〇％まで毎年一％ずつ段階的に引き上げることとしております。また、義務教育等教員特別手当について、教師が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。今枝宗一郎君。

(今枝宗一郎君登壇)

○今枝宗一郎君 自由民主党・無所属の会の今枝宗一郎です。

会派を代表して、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、まずは、あべ文科大臣、加藤財務大臣に質問させていただきます。最後に、石

破総理に総括的な質問をさせていただきます。(拍手)

AI、ビッグデータ、ロボティクスなど、先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたソサエティ五・〇時代が到来しつつあります。これまで失われた三十年と言われた日本は、これらイノベーションをいち早く起こして、経済社会を発展させねばなりません。

また、少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少していく我が国において、国民一人一人が社会の劇的な変化に対応しつつ、自らの潜在能力を最大限発揮できる社会をつくり、人的資本による国づくりを行っていくことが必要不可欠です。

人づくりに最も重要なことは、教育の質であります。教育の質の向上なくして我が国の発展はありません。そして、教育の質の向上を支えるのは紛れもなく教師です。教師は、我が国の未来を開く子供たちを育てるといふ崇高な使命を有する、かけがえのない職業であります。

そこで、あべ文科科学大臣にお伺いをいたします。今回の法案により、教師の勤務環境の改善を図ることとされておりますが、教育の質の向上には、どのように工夫していくつもりでしょうか。

次に、働き方改革についてお伺いをいたします。

教員勤務実態調査によれば、教師の時間外在校等時間の推計値は、平成二十八年年度調査で、月当たり、小学校で五十九時間、中学校で八十一時間でした。令和四年度調査では、それぞれ、四十一時間、五十八時間ですが、減少してきているものの、依然として厳しい勤務環境であります。教師が心身とも充実した状態で、日々、生き生きと子供たちに接することができて初めてよい教育が実現できます。

昨年十二月の文部科学大臣、財務大臣の合意では、今後五年間で教師の平均の時間外在校等時間を約三割縮減し、月三十時間程度にすることを目標としております。

あべ文科大臣にお伺いをいたします。この目標の実現に向けて、今回の法案を通して、文科省として、学校における働き方改革をどのように進めていくと考えてでしょうか。

現在、子供をめぐる課題が多様化、複雑化している中で、これまで学校、教師が担ってきた業務の役割を見直していく必要があります。そして、それを進める鍵は地域です。

コミュニティースクールは、現在、公立学校の約六割で設置されておりますが、学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組む、地域に開かれた学校です。私は、高校時代、県下の各学校の生徒が集まり、教育の未来について考え、提言する活動をしておりましたが、地域に開かれた学校の重要性を主張し、コミュニティースクールを生徒の立場ながら推進してまいりました。

あべ文部科学大臣に伺います。コミュニティースクールを推進し、教育環境整備に取り組む必要があると考えますが、今後どのように取り組んでいくと考えてでしょうか。

続いて、教師の処遇改善についてお伺いします。

自民党として教職調整額の引上げを提言しておりましたが、本法案において、一〇％への段階的な引上げが盛り込まれました。

また、昨年末の文部科学大臣、財務大臣合意の中で、教職員定数の計画的な改善や中学校三十五人学級も併せて実施することが盛り込まれており、教師の勤務環境が継続的に改善していく希望を持てる内容であると考えております。

加藤財務大臣にお伺いをいたします。大臣合意

で定められたこれら施策について、財務省としても確実に実行することを求めますが、加藤大臣の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、石破総理にお伺いをいたします。

五十年ぶりの教職調整額の引上げを含む今回の改正案は、給料、賃金を上げる大きな効果があります。教育は、公務サービスとして、国が給料アップを直接的に推進できる分野であります。

私は、物価高、エネルギー高を超える給料、賃金のアップが最重要であるとの考えに立つており、国全体の経済の好循環を考えたときも、その意味が非常に大きいと考えております。石破総理も経済あつての財政という方針でいらつしやると思ひますが、私は、更に踏み込んで、まずは歳出を増やして経済成長を促し、賃上げを含む名目GDPの成長こそが財政健全化に資するという、責任ある積極財政の立場に立つております。

責任ある積極財政の発想で、先日開催された全国政調会長会議でも意見がありました、賃上げ、減税などを通して国民の可処分所得の増加を強力に推進していくことへの総理の決意をお聞かせいただきたいと思います。

教育は国家百年の計。まさに、今後、我が国の未来は、人に、そして人を育てる教育に懸かっています。皆で、子供たちとこの国の未来を開いていくではありませんか。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 今枝宗一郎議員の御質問にお答えいたします。

可処分所得の増加に向けた決意についてのお尋ねをいただきました。

そのためには、物価上昇に負けない賃上げの実現に向け、日本全体で賃金がかかる環境をつくっていくことが急務であり、かつ、基本であるかと考

えております。

賃上げの効果が出るまでの間にも物価高への対応を進めてまいります。令和六年度補正予算で措置した物価高に対応する重点支援交付金は、まだこれから自治体に行き渡るところであるなど、こうした施策を迅速かつ効果的に実施いたしますとともに、令和七年度予算や税制改正に盛り込まれた一・二兆円の所得税の減税や高校無償化の先行措置など、物価高対策に資する措置を実施に移してまいります。

引き続き、賃上げこそが成長戦略の要との認識の下、物価上昇に負けない賃上げを起点として、国民の皆様への所得と経済全体の生産性の向上を図ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇)

○国務大臣あべ俊子君 今枝議員にお答えいたします。

まず、本法案と教育の質の向上との関係についてお尋ねがありました。

本法案に掲げる施策等により、教師を取り巻く環境整備を進めた先に目指すのは、学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現です。

具体的には、働き方改革により創出した時間を活用し、教師が自らの人間性や創造性を高め、高い専門性を最大限に発揮して教育活動を行うことができるようにするものと考えています。

また、働き方改革や処遇改善を通じて、教師に多様な人材を確保し、質の高い教職員集団の実現を図ることにもつながるものと考えております。

これらにより、学校教育の質の向上を図り、全ての子供たちへのよりよい教育を実現してまいります。

次に、学校における働き方改革の取組についてお尋ねがありました。

教師の時間外在校等時間の縮減に向けては、学校における働き方改革の更なる加速化と教職員定数の改善など、学校の指導、運営体制の充実を一体的に進めることとしています。

このため、今般の給特法等の改正を通じて、全ての教育委員会に対し、学校における働き方改革に係る実施計画の策定や当該計画の実施状況の公表を行っていただくことするとともに、学校、教師が担う業務の精選や役割分担の見直し、校務DXの加速化、標準を大きく上回る授業時間数の見直しや教育課程の柔軟化などの取組を進めてまいります。

次に、コミュニティースクールの推進についてお尋ねがありました。

学校や地域、子供たちを取り巻く様々な課題の解決や、教職員の負担軽減のためには、地域と学校との連携、協働が重要であるというふうに考えております。

このため、文部科学省では、コミュニティースクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進しており、具体的には、コミュニティースクールと多様な地域関係者をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置推進、また、豊富な知見を有する専門家の自治体への派遣、全国フォーラムや説明会を通じた好事例の周知などに取り組んでおります。

今後とも、これらの施策を一層進め、子供たちを地域全体で育む学校づくりを推進してまいります。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 今枝議員から、教師を取り巻く環境整備に関する大臣合意の確実な実行についてお尋ねがございました。

昨年末の文部科学大臣との大臣合意において、教職調整額の率を令和十二年度までに一〇％へ引き上げること、令和七年度における教職員定数の改善に加え、財源確保と併せ、令和八年度から中学校三十五人学級への定数改善を行うこと、学校の働き方改革を通じて、教師の時間外在校等時間を縮減することなどについて合意をしております。

教師の処遇や定数の改善については、学校の働き方改革と一体的に、かつ、財源確保と併せて進めていくことが重要と考えております。財政当局としても、こうした課題について継続的に取り組んでいく必要があると考えており、今般の大臣合意に基づき、所管である文部科学省と連携して、着実な対応を図ってまいります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 坂本祐之輔君。

〔坂本祐之輔君登壇〕

○坂本祐之輔君 立憲民主党の坂本祐之輔です。ただいま議題となりました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案、いわゆる給特法改正案について、会派を代表して質問をいたします。(拍手)

OECD国際教員指導環境調査二〇一八年報告書によりますと、中学校教員の一週間の仕事時間の参加国平均は三十八・三時間であるにもかかわらず、日本は五十六時間と、参加国四十八か国中、最長との結果でした。そして、その最大の原因が、労働条件の最低基準を定める労働基準法の第三十七条を適用除外とした給特法であることは明らかです。

教員の長時間労働の厳しい労働環境により、教員採用選考試験の受験者は年々減少しています。また、採用されたとしても、早期に退職する教員

も多く、精神疾患による休職者は過去最高を更新する状況にあります。さらに、教員不足による業務過多な状況が長時間勤務を助長させています。教員の現状の劣悪な労働環境は、教員自身の労働問題であるだけではなく、子供たちの教育を受ける権利の侵害にも当たる重大な問題です。そして、教職員の命と健康を守ることもできません。学校の持続性がもたないという危機的状況にあります。

このような状況下でも、学校の先生方は必死で職務を全うしようとしています。総理は、長時間勤務を強いられている今の現場の状況をどう認識されているのでしょうか。また、子供たちと日々向き合い、奮闘する教職員の姿をどのように思っているのでしょうか。石破総理の答弁を求めます。

そもそも、給特法ができる前には全国で時間外手当等請求訴訟が提起され、労働者側勝訴、自治体側敗訴の判決が続々と出されてまいりました。また、一九六三年に、人事院は、教員の超過勤務については労働基準法に従って残業時間に応じて超過勤務手当を支払うべきであるとの見解を示していたのです。ところが、教師は一般労働者と違うから超過を支給することに問題があるとの議論が与党から起こり、結局、一九七一年に給特法が成立しました。

その後、当時の時間外勤務八時間に相当する教職調整額四％のみで、時間外勤務に従事しても、自主的、自発的勤務とされ、労働基準法が定める三六協定や残業代支払いによる時間外勤務への抑止が機能せず、正確な勤務時間が記録されない、いわゆる定額働かせ放題とされる状況が生まれました。

同じ教員でも、私立学校や国立大学附属校の教員については、時間外勤務等も労働時間として管理され、当該時間に応じて、労働基準法第三十七

条に基づく割増し賃金が支払われています。

二〇一九年の給特法改正の際の議論では、当時の萩生田文部科学大臣自らが、給特法などの法制的な枠組みについて根本から見直しをします、その際、現在の給特法が昭和四十六年の制定当初に想定されたとおりには機能していないことや、労働基準法の考え方とのずれがあるとの認識は見直しの基本となる課題であると受け止めており、これらの課題を整理できる見直しをしてまいりますと答弁しています。

大臣の答弁は非常に重いものと受け止めていますが、今回の改正法案では、萩生田大臣の言うこれらの課題がどのように根本的に見直されたのでしょうか。総理の明快な答弁を求めます。

昨年の自民党総裁選挙における石破総理の政策集の中に、「教員給与の早急な引き上げや教師の働き方改革など公教育の立て直しに全力を挙げます。」と記載されています。

総理は、田中角栄元総理を政治の師と仰いでいらつしやると報道等を通じて聞いておりますが、その田中内閣のときに成立、施行されたのが、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、いわゆる人確法です。自民党のホームページにも、「義務教育職員給与を一般公務員より二五パーセント引き上げることと内容とする『義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法』をさだめたことも、画期的な文教政策であり、田中内閣の功績として見逃すことはできません。」と記載されています。

このような人確法の理念について、どのように考えているのでしょうか。今回の給特法改正案にはどのように反映されているのでしょうか。総理の見解を伺います。

昨年末の予算折衝における大臣合意は、前回の

法改正での萩生田文科大臣の先ほど示した答弁からは後退したものとなってしまっており、極めて遺憾です。

合意では、将来的に教師の平均時間外在校等時間を月二十時間程度に縮減することを目指して、まずは今後五年間で平均の時間外在校等時間を約三割縮減し、月三十時間程度に縮減することを目標とするしていますが、文部科学省の調査によると、二〇二三年度に、残業時間に相当する一か月の時間外在校等時間が四十五時間を超える中学校教員が四二・五％、八十時間を超える中学校教員が一割もいるというのが実態です。本法案では、その実態から何をどれだけ削減して月三十時間になるのかの工程表は何も示されていません。

総理が今国会冒頭の代表質問で答弁されているように、時間外在校等時間を削減するために、授業時数の見直しや校務DXなども進めるべきですが、月三十時間に向けて、具体的にどういった業務を削減し、どのように教職員を増やしていくのでしょうか。総理の答弁を求めます。

また、経済財政運営と改革の基本方針二〇二四、いわゆる骨太の方針二〇二四では、教職の特殊性や人材確保法の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、教職調整額の水準を少なくとも一〇％以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言を踏まえることが明記されていたにもかかわらず、結果は、文部科学省と財務省の大臣合意により、年一％の増額にとどまったのはなぜでしょうか。少なくとも、二〇三〇年度までに一〇％に引き上げること約束していただけではないでしょうか。それ以上の引上げ、若しくは早期の引上げもあり得ると考えてはいかがでしょうか。総理の答弁を求めます。

子供の不登校、いじめの認知件数が最多を更新、また、子供の自死も過去最多となっていま

す。子供の貧困、外国ルーツの子供、特別支援学校、学級に在籍する子供も増えています。これら複雑化、多様化する子供の課題に教職員が真摯に向き合ってきていることも、多忙化の大きな要因となっています。

一方で、教育の内容についても、道徳の教科化、小学校からの英語教育、プログラミング教育やがん教育など、教える内容は増えるばかりで、減ることはありません。学校に課せられるものが積み重なって、子供にとってもカリキュラムオーバーロードの状態にあります。また、国連子どもの権利委員会からは、日本の競争的なシステムの是正が指摘されています。

子供にとって、現在の授業時間数は多過ぎて大きな負担になっているという認識はあるでしょうか。また、教職員が子供と向き合う時間の確保の観点からも、業務を減らす、例えば、学力調査の在り方や部活動の地域移行、学習指導要領の内容の見直しや授業時数そのものを減らすことなどが必要と考えますが、総理の答弁を求めます。

地方公務員災害補償基金が取りまとめた過労死等の公務災害補償状況についてによると、二〇一九年からの五年間では、公務災害認定者の職種別構成比で、脳・心臓疾患は地方公務員等の中で義務教育学校職員が一番多く、精神疾患等では義務教育学校職員が二番目に多い状況となっています。過労死等の防止のための対策に関する大綱では、過労死防止のためのポイントとして、時間外労働の上限規制の遵守徹底、過労死等の再発防止指導が挙げられています。

公立学校は、教員に対して、給特法によって、校外実習や職員会議に関する業務などの超勤四項目を時間外勤務として命じることができる一方、それ以外の勤務は自主的、自発的勤務と整理さ

れ、持ち帰り業務の時間も計測されないことから、実際に勤務に従事している時間の把握、計測が難しく、過労死等の認定は非常にハードルが高くなっています。

公務員の労働基準監督機能は、自治体においては人事委員会、人事委員会を置かない自治体においてはは首長とされています。公立学校の教員の時間外労働の上限規制を遵守させるためには監督機能が不十分と考えますが、総理の答弁を求めます。

給特法下においても、管理職、設置者に安全配慮義務はあり、前回の法改正後、長時間労働の要因である業務過重等について管理職、設置者の安全配慮義務違反が問われている判例が出されています。過労死等の防止には、しっかりと健康確保措置、安全配慮義務が履行されることが必要と考えます。罰則等を管理職、設置者に科す必要があるのではないかと考えますが、この点について総理の答弁を求めます。

学校の働き方改革が進まない最大の原因は、労働基準法の第三十七条を適用除外とした給特法であることは明らかです。今回、改正では、働き方改革や労働時間短縮の視点も欠如しており、改正内容は余りにも不十分なものです。少なくとも、業務削減や働き方改革を具体的に進めるための修正を行うべきです。労働基準法とのずれを早期に是正し、将来的には給特法を廃止すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

我々が政権を預かった際には、速やかに給特法を廃止し、公立学校の職員が労働者としてしっかりと守られること、教員の超過勤務を解消し、労働環境を改善して、子供たちのための豊かな学びを保障することをお約束申し上げ、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 坂本祐之輔議員の御質問にお答えいたします。

教職員の勤務状況についてお尋ねをいただきました。

令和四年度の勤務実態調査の結果では、依然として時間外在校時間が長い教師も多い状況にあると認識をしております。負担を感じる業務の見直しなど、徹底した働き方改革を確実に進め、教師が、授業など教師でなければできない業務に集中できるようにしていく必要がある、このように考えておるところでございます。

給特法の課題についてのお尋ねであります。

御指摘の答弁当時は、給特法の仕組みが教師の長時間勤務の歯止めになっていなかった状況を課題として議論を行ったものと認識をいたしております。

その後、法制的な枠組みを含めて総合的に検討いたしました結果、今回の法案に、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を新たに盛り込むなど、働き方改革の更なる加速化のための仕組みを構築することとしたものでございます。

人材確保法の理念と今回の法案への反映についてのお尋ねです。

御指摘の人材確保法は、教師の給与を一般の公務員よりも優遇することにより、教師に優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的として、半世紀前の昭和四十九年に田中角栄内閣で制定されたものでございます。

今回の改正法では、人材確保法の理念を踏まえ、教職調整額の一〇％への引上げなどの改善を図ることといたしております。令和の時代に給与

水準だけで優れた人材が確保できるかという検証は必要ですが、仕事と家庭のバランスを重視する若者の就職観を踏まえた働き方改革の徹底や、人口減少が進み、人的資源に限りがある中で、既存の教師の質を高める育成方法の不断の見直しが必要になってくるものと考えております。

教員の業務削減と教職員定数の改善についてであります。

教師の時間外在校等時間の削減のため、業務の仕分を行った学校、教師が担う業務に係る三分類に基づく業務の更なる厳選、見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化による事務作業等の更なる縮減を進めてまいります。

教職員定数につきましては、昨年末の大臣合意に基づき、指導、運営体制の充実を四年間で計画的に実施するとともに、財源確保と併せ、令和八年度からの中学校三十五人学級への定数改善を行うこととしており、必要な取組を進めてまいります。

教職調整額の引上げについてのお尋ねです。教職調整額の引上げにつきましては、働き方改革の取組などと一体的に進めていく必要がありますため、令和十二年度、二〇三〇年度までに段階的に一〇％とすることとし、毎年一％ずつ引き上げることといたしております。

本法案の附則第三条で、令和十年一月以降をめぐとして、働き方改革や財源確保の状況等を勘案し、教員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとする旨の規定に基づき、適切に対応いたしてまいります。

児童生徒の授業時間数についてのお尋ねがあります。

学校での授業時間については、文部科学省の調査において、小中学生の約六割がちょうどよい又は少ない、それ以外が多いと回答しており、必ずしも全ての子供にとって過度な負担になっているとは認識をいたしておりません。主要先進国との比較でも、例えば、日本の小学校は一年平均で年七百七十八時間ですが、ドイツは七百二十四時間、フランスは八百六十四時間、アメリカは九百七十四時間であり、日本が多いわけではございません。

他方、教師の負担軽減を図る観点から、先ほども申し上げましたが、業務の仕分を行った学校、教師が担う業務に係る三分類に基づく業務の更なる精選、見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化、部活動の地域移行の促進などを進め、教師の時間外在校時間を削減をいたしてまいります。

教師の過労死防止についてであります。教師の業務量の適切な管理や健康、福祉の確保につきましては、政府として、教育委員会に対し、人事委員会への実施状況の報告や専門的な助言を求めることなど、連携を図るよう求めており、引き続き取組を進めてまいります。

本来、校長や教育委員会は、教師の健康を確保し、安全に配慮する義務を有するものであります。今回の改正案におきましては、ほかの公務員の例も踏まえ、罰則を設けることはしておりませんが、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が健康を確保する措置を講ずる旨を規定しており、これらの取組を通じて、教師の健康や安全の確保に取り組んでまいります。

給特法の廃止についてであります。今回の法案は、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込むなど、働き方改革の更なる加速化のための仕組みを

構築するものであります。

給特法につきましては、様々な議論があることは承知をいたしておりますが、まずは、時間外在校等時間が月二十時間程度に達するまでに幅広い観点から諸課題の整理を行うことといたしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 高橋英明君。

(高橋英明君登壇)

○高橋英明君 日本維新の会の高橋英明です。

会派を代表し、ただいま議題に上がっております公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、全て石破総理にお聞きいたします。(拍手)

我々日本維新の会は、結党より、子供たちが経済的な負担がなく、子供たちの適性に応じた多様で質の高い教育を受ける機会が十分に確保される教育の無償化を求めてきました。教育の無償化を通じて子供たちの無限の可能性を伸ばすことこそが、日本の国際的な競争力を高め、持続可能な成長を実現する原動力になるということは、これまで様々な場面で何度も申し上げてきたとおりでございます。

子供たちの力を伸ばす教育には、学校現場で働く教職員の方々一人一人が児童生徒と向き合う十分な時間を取ることが必要不可欠ですが、今、教員は非常に忙しく、大変不人気。定額働かせ放題、ブラックな仕事の代表例に挙げられ、各地で教員採用倍率が過去最低を更新したというニュースが飛び交っており、早急な改善が求められていることはここにいる誰もが理解しており、我々維新の会も、昨年十月に、教員の労務管理徹底を軸にした働き方改革の法案を提出しましたが、これまで、各党様々な視点から教員の働き方改革は議

論されてきました。

今回、政府・与党が提出した改正案は、これら課題を抜本的に解決することが求められています。しかし、この改正案では、何度内容を読んでも、とても解決するとは思えません。

まず、石破総理に伺います。総理は、今回の法改正が学校現場における課題を抜本的に解決できる、又はその道筋が見えたと自信を持って言える改正でしょうか。もっと踏み込んでお聞きするならば、現在ほとんど学校現場で意識されていない労務管理、この感覚を、忙しい現場で負担や混乱が起きないよう徐々に、段階的に導入し、確実に定着することが、働き方改革の筋道であると考えられませんか。

学校には子供たちがおり、混乱が生じますので一気には実施できませんが、やらねばなりません。私立では既に労務管理はできております。総理は、この法案で労務管理の意識が定着すると本気で思っているのでしょうか。民間企業で活躍された御経験のある総理の率直な考えをお話ください。

これまでの改革の振り返りについてお聞きします。

文科省がこれまで教員の働き方改革、処遇改善に対し様々な対策と検討を重ねてきたことは、一定の評価はいたします。しかし、いまだに持ち帰り残業であったり拘束時間の長さは変わらず、現場の負担感はいまです。

石破総理は、これまでの改革による成果をどのように評価されていますでしょうか。そして、その上で、今一番解決すべきポイントはどこと考えておりますか。教員実態調査に数字があるならば、どこまで改善すべきなのか、具体的に教えてください。

今回の法改正では、各地方自治体の教育委員会

による業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表、そして実行状況の公表が義務づけられました。しかし、これらの義務事項に関しては、その有効性に疑問が生じます。

計画は実施状況の公表が義務づけられています、公表することによって、少しでも進んでいる、うまくいっていると思えるため、数値改ざん、隠蔽につながり、更なるブラック化を招くおそれがありますが、そうした懸念はどう払拭するのでしょうか。なぜこのようなことを聞くかというと、これまでの学校現場を見ていると、例えば、いじめの隠蔽等が実際にあり、とても開かれているとは思えないからです。計画の実行状況がよろしくない際にされる都道府県教育委員会の指導助言は努力義務であり、実行できなければそれまでといった仕組みですが、罰則規定はないのでしょうか。

次に、教育委員会改革についてお尋ねします。今回、各地方自治体の教育委員会に対して計画の策定を義務づけし、指導も都道府県の教育委員会から行われるものとなりました。実際の働き方改革の責任の所在を明らかにしているわけで、教育委員会は、首長や議会といったものとは別の、独立した存在であります。このように責任も所管もそもそも独立した組織であるならば、各地方自治体がそれぞれに教育委員会を持つことは負担でしかありませんが、教育委員会を例えば三十万人程度の人口単位で広域化し、人材確保や管理コストを効率化することはできないのでしょうか。改革の可否を教えてください。

次に、教員の処遇改善における新たな職階と学級担任への加算についてお聞きします。

今回、新たに主務教諭という役職が新設されます。また、学級担任に対して、新たに給与の加算がなされます。学級担任の負担が重いことは理解

できますし、主務教諭が特別な手当が必要であることも理解できます。しかし、これら役職に手当を施すことが、現場で求められている、頑張っている人を評価してほしいというニーズに応えるものなのでしょうか。

例えば、病気や急な休暇による欠員のフォローは、空き時間のある先生が代わりに授業する補教といった形で、学校にいる全ての先生が少しずつ負担するわけで、例えば、この補教について、実施分だけ追加ボーナス等で特別加算するような配慮はできないのでしょうか。

補教については具体的に時給が発生しないとしても、組織のために汗を流しているわけで、これらのちよつとずつの負担が現場を何とか回すことができています。自分さえ我慢すれば何とかうまくいくといったこの状況こそが、教員はブラックと呼ばれるゆえんではないのでしょうか。この点が非常に重要ですので、しっかりとお答えください。

主務教諭や学級担任ではない方法で評価することができないか、その可能性と、固定の役職では納得が得られない現場の不満について、総理自らの見解をお答えください。

これら問題の解決のために人員拡充が図られていることは理解しています。ただ、満足できるまで人員拡充できる財源があればよいのですが、それにも限界があります。今や、どの業界でも直面している日本の課題でもあります。人手不足の世の中に必要なのは、分業、適材適所による専門化、そして、新たななり手の開拓です。

そのために、四つ御提案をします。
一つ目は、分業です。例えば、教員にとって特に大きな心理的負担となっているのは保護者対応です。一人の怪物のような保護者対応で疲弊すれば、業務全体が滞ってしまうようなことも考えられます。そこで、保護者対応の分業として、地域

にいる元校長、元教員といった人材を活用し、学校内に専門的な対応をする人材チームを設立したり、スクールローヤーの助言をもらいながら保護者対応を充実させる取組を行ってはいかがでしょうか。

二つ目は、インセンティブです。部活動を地域展開するといった形で教員の負担を軽減させる取組を進めているのは存じていますが、適材適所や処遇改善の意味では、部活動を進んで引き受ける教員には副業的にしっかりと対価を支払い、インセンティブが働く仕組みを創設するのはいかがでしょうか。

三つ目は、機会の拡大です。教員採用試験においても、海外大学のスケジュールも考慮して、春と秋の二期制を広く一般化するのはいかがでしょうか。

最後、四つ目に、新たな免許制度の創設です。現状の教員免許は持つていないが専門的な知識を持つ人材が新たに教員免許を取得できる制度や、教員として先に採用し、その後、研修、経験を積み、実務経験にて教員資格を得る制度等、緩和した形の新たな教員免許制度を創設するような工夫はできないでしょうか。

世の中の実情に応じた臨機応変な仕組みが人手不足を解消する糸口となりますので、是非、自治体の裁量を拡大するといった前向きな回答を求めます。

るる申してまいりましたが、最後に、この給特法の冒頭、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑みと始まる記述について申し上げます。

この記述では、優れた人材に教員になってもらうと、優れた人材を探すように解釈できます。しかし、社会経験のない新人にそれを求めるのは無理です。仮にいたとしても、そのような人材は現況では教員になりません。

この記載、元々優れた人材を探すのではなく、優れた教員を育てる必要性に鑑みという形で、人材を育てていくという思考に変えることはできないでしょうか。たくさん応募があるから面接で落として、優秀な人が教員になればいいという状況ではございません。

人づくりなくして国づくりなし、これは子供たちにも教員にも言えることです。どんな仕事でも、余幅がなければ仕事はできません。余幅のある教育環境をつくるこそが大切です。国家百年の大計は教育にあり。今年は戦後八十年。今こそ、我が国の教育を見直し、美しき誇り高き国日本、これを世界に示すときです。総理のお考えをお聞かせください。

そして、これは質問ではございませんが、今年は十年に一度の学習指導要領改訂の年です。しっかりと見直しをお願いしたいと思います。

この法改正が次世代のために真に必要な制度改革となるよう、しっかりと議論をすることをお約束し、私の質問とさせていただきます。

〔内閣総理大臣石破茂君〕 高橋英明議員の御質問にお答えいたします。

○内閣総理大臣(石破茂君) 高橋英明議員の御質問にお答えいたします。

教師の労務管理についてお尋ねをいただきまして、教師の負担軽減を図る観点から、業務の仕分を行った学校、教師が担う業務に係る三分類に基づく業務の更なる厳選、見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化を進めるとともに、学校の指導、運営体制の充実により、教師の時間外在校等時間を削減をいたしてまいります。

今回の法案におきましては、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が

教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込むなど、働き方改革の更なる加速化のための仕組みを構築いたしてまいります。

教師の働き方改革についてであります。

令和四年度の勤務実態調査の結果では、依然として時間外在校等時間が長い教師も多い状況にあると認識をいたしております。負担を感じる業務の見直しなど、徹底した働き方改革を着実に進め、教師が、授業など教師でなければできない業務に集中できるようにしていく必要があると考えっております。

将来的には教師の平均時間外在校等時間を月二十時間程度に縮減することを目指して、まずは今後五年間で月三十時間程度に縮減することを目指してまいります。

本法案で策定等を義務づける計画についてのお尋ねであります。

学校が虚偽の勤務実態を記録するようなことがあってはなりません。政府としても、教育委員会等に対して引き続き指導を徹底いたしてまいります。本法案では、計画の実施状況が不十分な場合の罰則は設けておりませんが、各教育委員会が自ら定めた計画の実施状況の公表及び首長が設置する総合教育会議への報告を規定いたしており、こうした仕組みを通じて、教育委員会による計画の着実な実施を促してまいります。

教育委員会の広域化についてのお尋ねをいたしております。

教育委員会は、学校教育などに関する事務を担当する執行機関であり、各地方公共団体に設置することとされております。

例えば、近隣の市町村と共同で教育委員会を設置することも可能ではありますが、各地方公共団体において適切に御判断をいただくべきものと考えております。

教師の処遇についてのお尋ねです。
今回の改正案では、学級担任への手当の加算や主務教諭を創設することで、教師の職務や勤務の困難性に応じた処遇の実現を図ることといったしております。

その上で、御指摘のような頑張っている教師の処遇につきましては、地方公務員法に基づく人事評価制度を通じて、一人一人の教師の業績などを適正に評価し、勤勉手当などに適切に反映すべきもの、このように考えております。

人手不足の解消についてのお尋ねです。

保護者への対応については、学校だけでは解決が難しい事案について、経験豊かな学校管理職OBなど、様々な専門家と連携した行政による支援体制の構築を進めてまいります。

部活動については、部活動指導員の活用を図るとともに、部活動の地域移行を促進するなど、地域の実情を踏まえた部活動改革の全国的な実施を推進してまいります。

教員採用選考につきましては、複数回実施などの工夫改善を進めてまいります。

教員免許制度につきましては、中央教育審議会において、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成の観点から、その在り方の検討を行っておるところであり、政府として、その結果も踏まえ、関係法令の見直しを含めた取組を進めてまいります。

教師の人材育成と児童生徒の教育についてのお尋ねです。

本法案におきましては、教育委員会や学校における徹底した働き方改革の実施を確保するための措置等を盛り込んでおり、これらを確実に実施していくことで、教師が、授業など教師でなければできない業務に集中できるようにするとともに、そうした教師と自治体や地域の人々が一体となつ

て考え、子供たちを、知識や能力だけではなく、歴史や文化、地域や周りの人々を大切にし、行動する力を有した人材に育てていくことが重要である、かように考えておる次第でございます。

（拍手）

（議長退席、副議長着席）

○副議長 玄葉光一郎君 西岡義高君。

（西岡義高君登壇）

○西岡義高君 国民民主党・無所属クラブの西岡義高です。

ただいま議題となりました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。（拍手）

まず、総理に対して、我が国の教育をどのように導いていくのかを問います。

昨年十二月に公表された令和五年度における精神疾患で病気休職となった教職員の数は、七千人を超え、三年連続で過去最多を更新いたしました。子供たちにおいては、不登校の児童生徒数が過去最多、いじめの認知件数が過去最多、児童生徒の自殺者数が過去最多となっています。現在の教育現場は、大人も子供も疲弊し切っていると言わざるを得ません。

明治に学制ができ、近代国家として富国強兵をなし、強い日本を目指しました。戦後には、この学制をよりスリム化して、六・三・三・四の単線型の学校制度となり、高度経済成長を支え、豊かな日本をつくりました。

確かに、これまでのそろえる教育によって日本は成長してまいりました。しかし、明治の学制制定から百五十年がたち、戦後八十年にもなります。教育現場の現状を鑑みるに、学校制度自体が制度疲労を起こしているのではないのでしょうか。

教育現場で起こっている様々な課題を解決するには、抜本的な教育改革が必要な時期に来ていると思われまふ。

そこで、楽しい日本を目指していく上で、教育をどのように導いていくのか、具体的なビジョンを総理大臣に伺います。

今回の法改正において、若干ながらも教員の処遇が改善されることは評価しますが、まだまだ不十分であり、現状の根本的な改善にはほど遠い内容であると考えます。

今回の法律案は、学校教育に質の高い人材を確保することが狙いです。昨年六月に閣議決定された骨太の方針二〇二四においては、質の高い教師の確保、育成に向け、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導、運営体制の充実、育成支援を一体的に進めるとし、教師の処遇を抜本的に改善するとされています。

現在、全国各地で教員不足が問題となる中、これから社会に出る若者や民間企業等の経験者に教員を志してもらうためには、教員という職業を魅力あるものにしていかなければなりません。しかし、その内容は、教員の業務の削減に直接つながる内容はなく、給特法の枠組みは維持されたままです。教職調整額を引き上げるといっても、年に一%ずつ、六年かけて一〇%まで引き上げるとい

うのは、余りにも時間がかかり過ぎではないでしょうか。そして、一〇%という数字も、制定当時の時間換算で二十時間相当であり、余りにもしよばい数字ではないでしょうか。

今は、少子高齢化によって、あらゆる業界で人手不足が叫ばれています。この過酷な人材の獲得競争に勝ち抜いていかなければならない状況において、これで、教員の処遇を抜本的に改善し、人材が集まる魅力ある職場になると言えるのか、総理大臣、文部科学大臣の見解を伺います。

昨今の定額働かせ放題と言われるような教員の長時間勤務の元凶は給特法であるという声も耳にします。しかしながら、給特法は、原則として時間外勤務を命じないこと、そして、時間外勤務を命じる場合も、超勤四項目と呼ばれる特定の業務について、しかも、臨時又は緊急のやむを得ない必要がある場合に限定することを目的としており、本来的には、教員の無定量化時間外勤務に歯止めをかけることを目的とした法律です。

それにもかかわらず、給特法が悪法であるかのように言われるようになったのは、業務が繁忙なため、やむを得ず時間外に行っている超勤四項目以外の業務、例えばテスト問題の作成などが教員の任意の自発的行為であるとして黙認され続けてきたからであり、給特法の本来の目的と実態が乖離しているからであります。

本来は教員を無定量化の時間外勤務から守るための給特法が、教員を守ることができていないばかりか、むしろ、無定量化時間外勤務を容認するような運営がなされている現状について、文部科学大臣の見解を伺います。

令和元年の給特法の改正により、教員の任意の自発的行為とされてきた時間外勤務も含めて在学等時間として把握することとし、時間外の在学等時間の上限が月四十五時間、年三百六十時間と定められました。在校等時間という考え方が導入されたこと自体は、長時間勤務を是正するという観点では一歩前進でした。しかしながら、労働基準法に従えば時間外勤務に対しては超過勤務手当が措置されるところ、給特法の在校等時間の考え方では、その時間外勤務に対して超過勤務手当が措置されず、給特法の仕組みと労働基準法の考え方の間にそごが生じていることになっています。

今回の法律案によっても、このそごは残ることとなりますが、このままで差し支えないのでしょうか。

うか。給特法上の在校等時間と労働基準法上の労働時間の間でずれが生じている現状について、文部科学大臣の見解を伺います。

給特法の、教員に無定量的な時間外勤務をさせないという目的が達成されているか否かを判断するためには、教員の勤務実態を絶えず確認していく必要があります。それにもかかわらず、国による教員の勤務実態調査は、給特法が制定される前の昭和四十一年、制定から四十年経過した平成十八年、そして平成二十八年、令和四年と、実に四回しか実施されておりません。

本来ならば、給特法の目的が達成されているか、教員に長時間の時間外勤務が生じていないか、常に確認が必要であります。国による教員の勤務実態調査がこれまでに四回しか、給特法制定後に限っては三回しか実施されていない理由について、文部科学大臣に伺います。

また、今回の法律案による長時間勤務の是正の効果を確認するためには、この先も国による教員の勤務実態調査が必要だと考えますが、次なる教員の勤務実態調査の実施の有無、またその時期について、文部科学大臣に伺います。

給特法は、教員の職務と勤務態様の特殊性を理由として、教員の給与と勤務条件の特例を定めるために制定された法律です。この特殊性とは、教員が、特に教員の自発的、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことや、夏休みのように長期間の学校休業期間があることなどを意味します。確かに、職務の複雑性や困難性、専門的な知識や技能が必要とされることなど、今日でもその特殊性を否定するものではありませんが、給特法が制定されたのは五十年以上前であり、制定当時と同様の職務と勤務態様の特殊性があるとは言えない状況ではないでしょうか。

その例が、国立学校の教員です。国立学校の教員は、元々給特法が適用されていましたが、平成十六年の国立大学法人法の施行に伴い身分が非公務員化されたことにより、教員の職務内容や勤務態様には何ら変化がないにもかかわらず、給特法の適用から外れ、労働基準法の適用を受けるようになり、時間外勤務には相応の時間外勤務手当が支給されるようになりました。

この国立学校の教員の例に鑑みれば、教員の職務と勤務態様の特殊性を、公立学校の教員にのみ給特法を適用することの論拠とするには説得力が欠けると思いますが、文部科学大臣の見解を伺います。

給特法のほかにも、教員の給与について定める法律が幾つかあります。その一つが人材確保法です。

人材確保法は、給特法が制定された三年後、昭和四十九年に制定されたもので、教員に優れた人材を確保するため、一般の公務員の給与水準と比較して優遇措置を講じなければならないことが定められています。この人材確保法の制定を受け、本給の引上げと、教員にのみ支給される義務教育等教員特別手当が新設されたことにより、一般行政職と比べ、教員の給与の優遇分は七％を超えるまでに改善されました。しかし、それ以降は公務員の総人件費の削減の一環として優遇措置も縮減され、現在ではごく僅かとなっております。

今回の法律案では、教員の処遇を改善するため、教職調整額を現在の四％から段階的に一〇％まで引き上げることとしていますが、この一〇％の論拠として、人材確保法による処遇改善後の教師の優遇分の水準を確保するための水準としています。人材確保法制定の経緯等を踏まえれば、人材確保法による優遇分の回復は、人材確保法制定

時と同様、本給の引上げか、若しくは義務教育等教員特別手当によるべきと考えます。今回の法律案において教職調整額の引上げにより教員の処遇改善を図ることとした理由について、文部科学大臣に伺います。

学校における働き方改革を実効性あるものとし、教員の長時間勤務を是正するためには、業務を減らすことと人を増やすことを同時に進めなければなりません。既に学校や教職員の努力だけでは限界であり、これ以上どうすればいいのかという声も聞こえてきます。

今回の法律案は、このような学校現場の切実な声に応え、教員という職業の魅力を向上するものでなくてはならないと考えますが、残念ながら、教員の長時間勤務の是正に直結する教員の業務量の削減や教職員定数の改善に関する改正内容は含まれておりません。

そもそも、いわゆるゆとり教育とも呼ばれる平成十年、十一年の学習指導要領改訂以降は、授業時間数が増加し、準備に時間のかかるアクティブラーニング等が導入されるなどしてきたにもかかわらず、教職員定数を定める義務標準法の改正等による教員定数の改善が行われてこなかったことが、常態的な教員の長時間勤務の理由の一つだともなっています。これを踏まえれば、基礎定数を増やすなど、教職員定数を改善するための改正内容が含まれて当然ではないかと考えますが、今回の法律案に教職員定数の改善に係る改正内容が含まれていない理由について、文部科学大臣に伺います。

石破総理は、国会の施政方針演説の中で、人口減少下においては、官民が連携した人づくりや公教育の再生、改革により、一人一人が持つ可能性を最大限引き出すことが必要だとした上で、そのために大事なことは、教育の内容と質であり、

子供たちをどのように育てたいかを明確にすることだと言及されました。

今回の法律案は、直接的には教員の給与や働き方などの勤務環境の改善を図るものですが、子供たちの育ちという観点において、どのようなメッセージが込められているのでしょうか。また、今回の改正内容のどの辺りにそのメッセージが反映されているのでしょうか。総理大臣に伺います。

これまでも、様々な教育施策についての提案がなされても、財源がないという言葉を繰り返し、課題が先延ばしにされてきました。我が党が訴えている、人づくりこそ国づくり、この言葉を総理も文部科学大臣もおっしゃっております。人づくりこそ国づくり、そう言うのであれば、財源を理由に課題を先延ばしにし、教育施策を前に進めないことは、お金を理由に国づくりを、日本の未来を諦めることと同義ではないでしょうか。

今こそ、教育国債を発行し、次世代に対してしっかりと投資を行うべきです。今発行した国債を物ともしないくらいに国を成長させる人材を育てることが、国家の務めではないでしょうか。教育への投資を拡充し、少なくとも教育への公的負担割合をOECD平均程度まで引き上げるべきと考えますが、これからの教育予算の在り方について、そして国民民主党が提案している教育国債の発行について、総理大臣、財務大臣に見解を伺います。

現役の中高生と話す中でも、先生の処遇をよくしてあげてほしい、そういう声を様々な場面で耳にします。そんな状況が、教員本人にとっても教わる子供たちにとっても、いいはずがありません。未来を担う人材を育てる最前線である学校現場をよりよいものにしていくためにも、全力で取り組んでまいります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 西岡義高議員の御質問にお答えをいたします。

教育に関するビジョンについてのお尋ねです。

正解のない時代に、自ら問題を探求し、他者と協調しながら、自ら考え、自由に人生を設計し、飛躍していける能力の育成が重要であります。

知識や能力だけではなく、歴史や文化、地域や周りの人々を大切に、行動する力を有した人材を、学校だけではなく自治体や地域の人々が一体となって考え、参画して育てていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

教師の処遇改善についてであります。

教師の魅力が高めるためには、負担を感じる業務の見直しが必要であり、業務の仕分を行った学校、教育が担う業務に係る三分類に基づく業務の更なる厳選、見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化を進めるとともに、学校の指導、運営体制の充実により、教師の時間外在校等時間を削減することが重要であると考えております。

今回の法案におきましても、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込んでおり、給与面と併せて徹底した働き方改革を進め、教師の処遇改善を図ってまいります。

本法案と子供たちの育ちとの関係についてのお尋ねをいただきました。

先ほど申し上げましたとおり、本法案におきましては、教育委員会や学校における徹底した働き方改革の実施を確保するための措置などを盛り込んでおり、これらを確実に実施していくことで、教師が、授業など教師でなければできない業務に集中できるようにするとともに、自治体や地域の

人々が一体となって考え、子供たちを、知識や能力だけではなく、歴史や文化、地域や周りの人々を大切に、行動する力を有した人材に育てていくことが重要であると考えております。

教育予算と教育国債についてのお尋ねであります。

御指摘のように、日本の公財政教育支出は、対GDP比三・一％となっており、OECD平均の四・五％と比べて低い水準であります。一方で、教育は子供一人一人に対するものであるとの観点から、在学者一人当たりの公財政教育支出で見ればGDP比二・一八％となっており、OECD平均の二・三％と比べ遜色ない水準にあります。

支出額については、様々な見方で比較する必要があります。

教育支出の多寡も重要なことでありますが、効果的に活用され、教育の質の向上につながるものとなっているかを検証し、PDCAサイクルを回していくことも重要なことと考えております。

教育国債につきましては、安定財源の確保や財政の信認確保の観点から、慎重に検討する必要があります。

あるものと考えております。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣あべ俊子君登壇〕

○国務大臣(あべ俊子君) 西岡議員にお答えいたします。

まず、教師の処遇改善についてお尋ねがあります。

今回の教職調整額の一〇％への引上げや、その他手当の改善が完成する際、教師の優遇分は、いわゆる人材確保法が制定された昭和五十五年当時と同程度の水準を確保できることとなります。このような教員給与の大幅な引上げについては、約

四十五年ぶりとなります。

また、教師を取り巻く環境の整備に向けては、教職調整額の引上げなど給与面の改善と併せ、様々な施策を総動員して取り組むことが重要であります。

このため、教育委員会ごとの働き方改革に関する計画の策定を制度化するなど、学校における働き方改革の更なる加速化、教職員定数の改善や、支援スタッフの充実などの学校の指導、運営体制の充実なども含め、各般の取組を一体的、総合的に推進してまいります。

次に、給特法の運用の現状についてお尋ねがありました。

文部科学省において、令和元年の給特法改正以降、学校における働き方改革を進めてきたところ

です。この結果、以前と比較して教師の時間外在校等時間を減少させることができましたが、現在の教師の長時間勤務の実態は引き続き大変厳しい状況にあり、取組を加速させる必要があると認識しております。

このため、今回の給特法等の改正案において、より一層、法の理念に沿うことを目指して、時間外在校等の時間を縮減するための様々な仕組みを構築することとしたところです。

次に、給特法と労働基準法との違いについてお尋ねがありました。

給特法は、公立学校の教師の給与その他の勤務の条件に関する特別法であり、労働基準法等の勤務時間に関する考え方とは違いがありますが、今回、この給特法等の法制的な枠組みを含め、中央教育審議会においても御審議いただき、検討を重ねた結果、教師の裁量性を尊重する給特法の仕組みは現在でも合理性を有しているとの結論に至ったものです。

文部科学省としては、今回の法案で導入する仕組みを活用し、働き方改革を更に加速し、時間外在校等時間の縮減を目指してまいります。

次に、教員勤務実態調査のこれまでの実施回数についてお尋ねがありました。

教員勤務実態調査は、学校現場への負担も考慮しつつ、その時々の方針上の必要性を踏まえ、これまで計四回実施しております。

給特法成立前の昭和四十一年度は、教師の勤務の実態を明確にする必要があったため実施したものです。また、平成十八年度は、公務員の総人件

費改革を踏まえ、教師の給与の在り方について検討するため、平成二十八年度は、少子化が進む中で、学校の教育環境の改善に向けた検討が必要だったため、令和四年度は、令和元年給特法改正後の働き方改革のフォローアップの必要があったため、それぞれ実施したものです。

次に、今後の教員勤務実態調査の実施についてお尋ねがありました。

教員勤務実態調査は、抽出された学校の教師が特定の月において一週間の全ての業務内容を記録するなど、学校現場への負担も大きい調査です。

他方、昨今、各教育委員会において、教師の在校等時間の客観的な把握が徹底されてきたところ

です。これらの点を踏まえ、今後は、基本的に、毎年度、教育委員会に対して実施する調査を通じて、全国の教師の時間外在校等時間の状況を適切に把握してまいります。

次に、公立学校の教師への給特法を適用する論拠についてお尋ねがありました。

職務や勤務態様の特殊性は、公立学校と国立学校の教師に共通的な性質はございますが、非公務員である国立学校の教師は、民間の労働法制的

下、その勤務条件が私的契約によって決定されるのに対し、地方公務員の勤務条件は法律及び条例によって決定される中において、公立学校の教師については、一般行政職の公務員とは異なる職務と勤務態様の特殊性を有していることから、特別法である給特法とそれに基づく条例等によって定められているものと認識をしています。

次に、教職調整額の引上げによる処遇改善を図る理由についてお尋ねがありました。

人材確保法制定時は、本給の引上げや義務教育等教員特別手当の創設など措置が講じられましたが、具体的にどのような手だてによって優遇措置を講ずるべきかは、人材確保法には規定されておられません。

今回の処遇改善は、教師の職務の重要性にふさわしい処遇を実現するものであり、本給相当である教職調整額を引き上げ、給与の優遇措置を確保することとしたところです。

次に、教職員定数の改善についてお尋ねがありました。

学校における働き方改革や、多様化、複雑化する教育課題への対応に向け、教職員定数を改善することは大変重要です。

このため、令和三年に義務標準法を改正し、基礎定数の改善により、小学校における三十五人学級の計画的な整備を進めるとともに、近年は、教育の質の向上と、教師の持ちこま数の軽減など、政策目的を確実に達成するため、加配定数の改善を行っているところです。

令和七年度予算においては、基礎定数を含め、この二十一年間で最大となる五千八百二十七人の定数改善に必要な経費を計上しており、引き続き、学校の指導、運営体制の充実強化に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 西岡議員から、教育予算の規模や教育国債の発行についてお尋ねがありました。

この国の未来を担う人材を育成するため、教育は重要であり、例えば、教育費の負担軽減についても、これまで、財源を確保しながら、幼少期から高等教育段階まで、切れ目のない形で取り組んでまいりました。

御指摘の公財政教育支出につきましては、総理より答弁がありましたように、教育は子供一人一人に対するものとの観点から、在学者一人当たりに対する公財政教育支出で見れば、日本はOECD平均と比べ遜色のない水準となっております。

また、国債発行を教育分野の財源とすることについては、子供たちに負担を先送りすることは適切ではなく、安定財源の確保や財政の信認確保等の観点から、慎重に検討する必要があると考えております。

引き続き、我が国の人口構成や財政状況なども踏まえながら、教育についての必要な額を確保し、未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 浮島智子君。

(浮島智子君登壇)

○浮島智子君 公明党の浮島智子です。

ただいま議題となりました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。(拍手)

子供たちにとって、先生はかけがえのない存在です。先生の一言に救われたとか、人生の重要な選択肢において先生に背中を押してもらったという人は、決して少なくないでしょう。その先生が

連日長時間勤務で疲労こんぱいしているのは、子供たちにとっても大きなマイナスであることは言うまでもありません。

そのため、公明党は、一貫して学校の働き方改革を推進し、二〇一七年の義務教育標準法改正による通級による指導や外国人児童生徒等教育に関する教職員の定数の基礎定数化、二〇一九年の働き方改革のための給特法改正、二〇二一年の義務教育標準法改正による小学校三十五人学級の実現などをリードしてまいりました。

今回の法案について、昨年の五月、七月と当時の岸田首相に申入れを行った上で、秋から、有識者からの四回にわたるヒアリングや戸田市立新曽北小学校の視察、党内での相当数に及ぶ議論を経て、十二月二十三日にあべ文部科学大臣に提言をお渡ししました。

この提言は、子供たちを取り巻く状況が複雑化、困難化しており、学校や教職員の使命感だけでは対応できないと指摘した上で、働き方改革と処遇改善を両輪で進め、持続可能な働き方を確立していかなければならないと訴えています。

具体的には、働き方に応じためり張りのある給与体系の構築を提唱し、学級担任や生徒会担当といった職責を正しく評価するため、新たな役職、級の創設、勤務時間内で業務を終えられる環境整備を前提として、やむを得ず勤務時間外に行う業務について、新たな手当の創設を提案いたしました。現場のお声をいただき、対象業務の案として、PTA行事、登校時の見守りなど、約二十項目を例示しております。働き方改革については、緊急改革期間の設定とともに、勤務間インターバルの導入や支援人材の更なる配置、教科担任制の拡大も求めました。

そこで、石破総理にお聞きいたします。今回の法案で盛り込まれた教職調整額の引上げ

は当然です。しかし、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善、教職員定数の改善をこれで終わりにしてはなりません。

年末の予算編成過程において、文部科学大臣と財務大臣は、大臣折衝の上、教職調整額の引上げの中間段階、令和九年度以降で、更なるめり張りづけについて検討、措置するとともに、令和八年度からの中学校三十五人学級への定数改善を行う旨の合意文書を交わしました。

政府として、早急に、新たな役職、級や新たな手当の創設などによる働き方に応じためり張りのある給与体系の構築を検討するとともに、中学校三十五人学級の早急な実現を図るべきだと思いますが、お答えを求めます。

また、教壇に立つ先生方からは、校長が若くてやる気のある教師に様々な業務を集中させてしまい、教員の間に業務の偏りがあっても、相談する相手や窓口がないという不安や不満の声をよく聞きます。

今回の法案において、教育委員会に対して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、公表の義務化と公立学校のマネジメントへの反映を定めていることは大事だと思います。同時に重要なのは、教師の目線に立つて、過重な負担を特定の教師に課すような状況を改善する具体的な枠組みです。

そこで、石破総理にお伺いいたします。教師は、余りの過重負担で倒れそうになっても、子供たちのため、学校のためと頑張ってしまう。制度的には、都道府県の人事委員会が企業における労働基準監督署のような役割を果たしていることになっておりますが、現実には十分機能しているとは言えません。そこで、地元の社会保険労務士会などと連携して、教師が自ら勤務状態について相談できる窓口を設けるといった取組をモデ

的に実施してはどうか。学校や教育委員会などの閉じた仕組みではなく、社会保険労務士や法律家など外部の専門家の目を活用することが適切な人事管理を行う上で効果的だと思えますけれども、御見解をお伺いいたします。

公明党文部科学部会では、昨年の七月八日、石破総理の御地元の鳥取県の中高一貫校、青翔開智中学校、高等学校を視察いたしました。

今年開校十周年を迎えた同校は、自ら課題を見出し、主体的、協働的に解決策を探る探求学習で注目されています。生徒は卒業までに地域課題などについて研究し、論文を作成します。何を学びたいかを大切に、探求型学習で鍛えた好奇心と情熱を自分の進路実現へと結びつけ、自ら進路選択できる生徒を育てていました。

創造力をスパークさせ、鳥取そして世界の課題解決をチームで実行する力。こうした力を身につけるのが青翔開智の「探究」の授業です。仲間と協力したり、自分でじっくり集中したり、とにかく楽しく夢中になれる時間。答えが一つとは限らない課題を見出し、自分で正解を導いていく新しい学びが始まっている様子を目の当たりにして、わくわくいたしました。

公明党は、かねてから、子供たちが集団の学びと実体験等の個別学習を行き来する中で、一人一人に光が当たり、子供が生きる喜びに輝いている輝き教育を提唱してまいりました。そのためには、我々が提案した学校業務の三分類を徹底し、教師が教師でなければできない業務に集中できるようにして、教材研究や研修等に取り組み余白を確保することが不可欠です。

また、昨年末から具体的な審議がスタートした学習指導要領の次期改訂においては、この輝き教育が実現できるように、学習指導要領の構造を、各単元における本質的な問いや重要な概念、知識

を軸にしたシンプルなものに転換する必要があるとします。

青翔開智の理事長や校長とお話をしている印象的だったのは、我が校は、我が校で何をやりたいかという意思と専門性が明確な教師を採用するとおっしゃっていたことです。全くそのとおりで、輝き教育の実現のためには、これまでの教員養成課程のように広く薄く知識があることよりも、自分の専門性を生かして子供たちとともにこんな挑戦をしてみたいという教師こそ必要です。視察で感じたのは、教師が生きていきと輝いていることです。

そこで、石破総理にお聞きいたします。

学校の働き方改革の目的は、子供たちの学びの質の充実です。そのためには、一人一人に光が当たる学校への転換のために、多様な専門性を持った方が教壇に立つ必要があります。従来の教員養成にとどまらず、デジタルやサイエンス、アート、スポーツ、発達支援といった多様な専門性を持った方が、改めて教育学部に入り直すことなく普通免許を取得し、教壇に立てるようにするための教員免許法の改正が不可欠です。お答えを求めます。

公明党は、これからの教育の党として、子供たち一人一人が輝ける学びの転換に全力で取り組むことをお誓い申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕

浮島智子議員の御質問にお答えをいたします。

学校の働き方改革と教師の処遇改善についてのお尋ねを頂戴をいたしました。

教師の負担軽減を図る観点から、業務の仕分を行った学校、教師が担う業務に係る三分類に基づく業務の更なる厳選、見直しや、標準を大きく上

回る授業時数の見直し、校務DXの加速化を進め、教師の時間外在校等時間を削減をいたします。

御党の御提言も踏まえ、給特法等改正案におきましては、教職調整額の率の引上げに加えまして、新たな職である主務教諭の創設や、学級担任への手当の加算を行うための措置を盛り込んだところであり、まずは、これらの措置を着実に実施をいたしてまいります。その上で、昨年末の大臣合意にありますように、将来の給特法の在り方について幅広い観点から諸課題の整理を行うとともに、財源確保と併せて、令和八年度からの中学校三十五人学級への定数改善を行うこととしたしており、必要な取組を進めてまいります。

外部専門家を活用した教師の人事管理についてのお尋ねを頂戴をいたしております。

教師の人事管理につきましては、一義的には教育委員会が担うものであり、政府といたしましては、これまで、勤務状態等に関する相談窓口を設置し、適切な対応を行うよう促してきたところでございます。その際、御指摘の外部専門家を活用することは、相談機能の強化を図る上で有意義な側面もあると考えられますことから、御党の御意見も拝聴しながら検討し、必要な取組を進めてまいります。

多様な専門性を持つ方々の教員への登用についてのお尋ねをいただきました。

青翔開智高校も御紹介をいただき、恐縮至極に存じます。

子供たちの主体的な学びの実現に向け、実社会と結びついた学習や専門的、探求的な学習を実施していく上で、多様な専門性を有する人材が教職員に加わっていただくことは意義が極めて大きいと考えておるところでございます。

現在、中央教育審議会におきまして、多様な専

門性を有する質の高い教職員集団の形成の観点から、教員免許制度等の在り方について検討が行われておるところであり、政府として、その結果も踏まえ、関係法令の見直しを含めた取組を進めてまいることといたしております。（拍手）

○副議長〔玄葉光一郎君〕 大石あきこ君。

〔大石あきこ君登壇〕

○大石あきこ君 いろいろ新選組、大石あきこです。（拍手）

給特法等の一部を改正する法律案について。この改正案は、一見、教員の賃上げを政府が頑張ったと誤解されかねない法案ですが、違法な残業状態に目を伏せる、だまし絵と言えるものです。

現在、公立学校の教員には残業代が支払われていませんが、給与月額四〇％相当の教職調整額が支払われている。それを給特法改正により、教職調整額が四〇％から一〇％まで、毎年一％ずつ段階的に引き上げられる。こう聞くと、一％でも、上がらないよりましだと思われかもしれませんが、それは間違いです。

労働基準法は、公立学校の教員にも適用されます。法文上、給特法によって労基法が一部適用除外されますが、適用除外される規定は、労基法上の時間外労働の規定三十七条、超勤手当支給を定める規定のみです。つまりは、公立学校の教員にも労基法三十二条は適用され、つまり、一日八時間以内労働制は適用されます。

給特法は、公立学校の教員に対し一律給料月額四〇％の教職調整額を認めつつ、超勤手当を支給としています。このような給特法が正当化されているのは、あくまで超勤四項目に限って時間外勤務を命じることと認め、それ以外の時間外勤務を禁止するという体裁を取っているからです。

超勤四項目とは、一つ、校外学習その他生徒の実習に関する業務。二つ、修学旅行その他学校の行事に関する業務。三つ、職員会議に関する業務。四つ、非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務。

しかし、実態はほど遠く、時間外勤務のうち、この超勤四項目はたった一割程度、本来は労基法上認められていないはずの時間外勤務が残り九割を占めています。例えば、部活動の指導や授業の準備、保護者対応等が超勤四項目以外です。この現状をそのまま受け入れて、公立学校の教員は残業代は支払われないものとか、定額働かせ放題とか言っているんじゃないでしょうか。

この現状がまかり通っているのは、文部科学省が無理筋な解釈と運用によってひねり出した在校等時間という概念です。この概念は違法概念というべきもので、公立学校の教員に対する労基法の適用がこれによって不当にゆがめられています。労基法の管轄省庁でもない文科省が、法律の適用を勝手にゆがめてはいけません。文科省は、まず、このゆがみを正すことをやるべきです。

二〇二二年度の教員勤務実態調査によると、文科省が推定した教諭の月当たりの時間外在校等時間は、小学校は約四十一時間、中学校は約五十八時間でした。

あべ文科大臣に伺います。

時間外在校等時間のうち、超勤四項目に該当する業務以外で行っている業務は、一体どういった法的性格の行為でしょうか。労基法が規制する労働時間に該当するのではないのでしょうか。また、それについて超勤手当を支払うべきではないのでしょうか。

この問いに対して省庁から聞く答えは、このようなものなんです。教員の自発的行為だから公費支給はなじまない。しかし、例えば部活動、こ

れは自発的行為ではありません。子供たちが学校にいる間は、教員には安全配慮義務が発生しておりますので、部活に付き添わざるを得ません。自発的行為ではありません。

そこで、福岡厚生労働大臣に伺います。

超勤四項目以外の時間外在校等時間としては、先ほど言ったように、部活動指導、授業準備等がありますが、これらは厚労省の策定したガイドライン、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインの示した基準によると、労働時間と認定できる場合があります。あるんじゃないですか、当然。厚労省ガイドラインに従えば、部活動の指導時間は労働時間に当たります。

ガイドラインによると、こう書いてあります。労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間です。さらに、ガイドラインにはこうあります。客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるとされています。

このように、部活動時間は、労基法三十二条によつて、一日八時間を超えた時点で、その時間外労働に対する対価は現行の給特法の下でも支払わなければならない。二度言います。現行の給特法の下でも支払わなければならない。そうしなければ、違法な労働となります。それを、厚労省のガイドラインをねじ曲げ、在校等時間という違法概念で、労働時間でも非労働時間でもないグレーの時間という、労基法違反をこれ以上続けたいじゃないんです。労基法では、労働時間が非労働時間、二つの世界じゃないんです。そのよう

な三つ目のグレーの時間という概念はないんです。これこそ、今回の給特法改正で真っ先に行うことではないですか。

石破総理、今回の給特法等改正案ではこの違法状態が解消しません。現行の給特法においても、八時間を超える労働時間に対価を支払うべきではないですか。現行の給特法においても、対価を支払うべきではないですか。又は、それがどうしても嫌というならば、さつさと給特法三条二項の削除をする。こうして、しかるべき教育環境の整備のために、総理が、不払い残業、違法な不払い残業の解消を決断しませんか。

終わります。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇)

○内閣総理大臣(石破茂君) 大石あきこ議員の御質問にお答えいたします。

給特法の在り方についてのお尋ねをいただきました。

第一に、教師の働き方改革を確実に進めることが必要であります。業務の仕分を行った学校、教師が担う業務に係る三分類に基づく業務の更なる厳選、見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化を進めるとともに、学校の指導、運営体制の充実により、教師の時間外在校等時間を削減をいたしてまいります。

給特法につきましては、様々な御議論があることを承知いたしておりますが、まずは、時間外在校等時間が月二十時間程度に達するまで、幅広い観点から諸課題の整理を行うことといたしております。ところでございます。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇)

○国務大臣(あべ俊子君) 大石議員にお答えいたします。

超勤四項目以外の業務についてお尋ねがありました。

公立の義務教育諸学校等の教育職員に関する給与その他の勤務条件についての特別法である給特法の仕組みでは、時間外勤務命令によらず所定の勤務時間外に教師が業務を行う時間は、労働基準法上の労働時間とは言えません。

また、給特法では、教師の職務等の特殊性を踏まえ、勤務時間の内外を問わず包括的に評価するものとして教職調整額を支給することとしており、こうした考え方は現在も合理性を有するものと考えております。(拍手)

(国務大臣福岡資麿君登壇)

○国務大臣(福岡資麿君) 大石あきこ議員の御質問にお答えいたします。

超勤四項目以外の時間外在校等時間が労働時間に該当するかについてお尋ねがありました。

労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の指揮により労働者が業務に従事する時間は労働時間に該当します。

お尋ねの超勤四項目以外の時間外在校等時間が労働時間に該当するか否かにつきましては、個別具体的に判断されるものですが、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まることとなります。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) 田村貴昭君。

(田村貴昭君登壇)

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、公立教員給与特別措置法改定案について質問します。(拍手)

今、教員の長時間労働は異常な状態にあります。政府の二〇二二年の調査によれば、小中学校

の教員は平均で連日十一時間半働き、休憩は僅か数分で、土日の出勤もあります。教員は、授業準備や子供と向き合う時間がないと訴え、子供や親は、先生は忙し過ぎて声をかけにくいと困っています。

長時間労働は教員の心身をむしばんでいます。精神性疾患による病休者は増加の一途をたどり、二〇二三年に七千人を超え、痛ましい過労死まで起きています。まさに、このままでは学校がもたないという切迫した危機的状況にあります。

とりわけ深刻なのは、教員不足の広がりです。全日本教職員組合が今年一月に発表した実態調査結果によれば、三十四都道府県十一政令市で四千七百三十九人も先生が足りない、いわば教育に穴が空いている実態が明らかになりました。四月から担任不在で交代で教職員が対応しているため子供が落ち着かない、美術の担任が十月から産休に入るが代替が見つからない、当面、二学期は家庭科の授業はやらす技術の教科を行っている、教頭や校長まで授業を持っているなど、深刻な実態が各地から報告されています。

さらに、公立学校教員採用試験の採用倍率は、小中高共に過去最低です。私の地元の福岡では、小学校で一・三倍、中学校で二・〇倍という状況です。高知県では、小学校教員二百八十人の合格者のうち、二百四人が採用辞退しています。先生のなり手不足に歯止めがかからない深刻な状態が続いています。

総理、学校現場が危機的な状況にあるとの認識はありますか。

学校現場の危機的な状況の背景にある教員の長時間労働の是正は待ったなしです。そのために、国、文部科学省がやることは、教職員の定数を抜本的に増やすこと、年間授業時数そのものを減らすなど、業務量を削減することではありません。

か。

ところが、本法案には、教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を義務づけるのみです。総理、文部科学省が進める学校の業務見直しを法定化し、教育委員会に時間短縮の目に見える成果を求めれば、これまで以上に、管理職による退勤の強要や時短ハラスメント、教職員の持ち帰り業務の増加を招くことにはなりませんか。

授業の量に比べて教員が少な過ぎる、これが現場の実態です。小学校では、一日五こま、六こまが当たり前です。一日に六こまの授業を行い、休憩時間を法律どおりにやれば、授業準備などに充てられる時間は定時の退勤までに僅か二十五分しかありません。中学校や高校でも同じです。これでは長時間の残業は必至です。教員の授業負担を一日四こま以下に抑えるため、教員の基礎定数を増やすべきではありませんか。

根本的な問題は、給特法が公立学校の教員に時間外勤務手当等を支給しないと定めていることです。文部科学大臣、なぜ、教員の時間外勤務は自主的、自発的な勤務であり、時間外勤務ではないと言うのですか。なぜ時間外勤務を、生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害等のやむを得ない場合の業務の四つに限定するのですか。

そもそも、残業代制度は、長時間労働を抑え、人間らしく働くための世界のルールです。ところが、五十年以上前に給特法が当時の全野党の反対を押し切って強行され、公立学校教員は、全ての労働者に適用される労働基準法の残業代制度から外されました。この下で、教員たちは何時間働いているかも測られず、行政はコスト意識ゼロで教員の仕事を次々に増やし、長時間勤務を蔓延させてきたではありませんか。

労働基準法の一八八時間労働の趣旨から完全に

逸脱しています。多くの教員たちが教員残業代ゼロ制度の廃止を求めています。総理、時間外勤務手当を支給しない、いわば定額働かせ放題の仕組みは著しく不合理です。公立学校教員に残業代を支給することは当然です。なぜやらないんですか。

本法案は、教員の処遇改善のために、教職調整額を四％から一〇％に引き上げるとしています。しかし、今年度から六年間かけて一％ずつ引き上げる一方で、他の教員手当が削減されます。差引き月千五百円の極めて僅かなものです。これでは長時間労働は何も解決しません。定額働かせ放題の仕組みはそのままです。給料が上がった分、働いてほしいと、長時間労働を助長し、固定化してしまうのではありませんか。

また、新たな職として主務教諭を創設することも重大です。人事評価や管理を更に強化し、その結果を職種の昇進や昇給に反映させることで、学校現場の階層化が更に進みます。これにより、教員の対等な立場での共同を困難にするのではありませんか。校長など管理職の意向に従うことが求められ、長時間労働が横行する要因になることは明白です。

今日の学校の危機的な状況を打開するためには、教員にも残業代制度を導入し、授業の量に見合った教員を増やすことが不可欠です。教員の長時間労働を解消し、子供たちとしっかり向き合える諸条件を整備すること、それが政治の責任であることを指摘し、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇〕
○内閣総理大臣(石破茂君) 田村貴昭議員の御質問にお答えを申し上げます。

教師不足についてのお尋ねをいただきました。現在の教師不足は、大量の定年退職、大量採用を背景とした産休、育休取得者の増加等により臨時講師の採用が増加する一方、正規採用数の大幅

な増加等により、臨時講師のなり手であった既卒者が減少していることが要因である、このように認識をいたしております。

教師が負担を感じる業務の見直しなど、徹底した働き方改革を確実に進めるとともに、任命権者である各教育委員会において、状況をきめ細かく把握し、現職以外の教員免許保有者向けの研修の実施による年齢構成の多様ななり手の確保や、産休、育休取得者の代替教職員の国庫負担の算定対象として正規職員も七年度から新たに加えることとした制度の活用など、多角的な取組を講じていくことが重要だ、このように考えております。

教師の業務削減についてのお尋ねです。学校における働き方改革において大事なことは、これまで学校、教師が担ってきた業務の仕分などを行い、業務量を削減していくことにあると考えております。

その際、校長や教育委員会は、教師の在校等時間を目標とする時間の範囲内にするこのみを目的とするのではなく、把握した状況を踏まえて業務の改善のための措置を講ずることが重要であり、政府として、こうした趣旨を徹底いたしてまいります。

時間外勤務手当の支給についてのお尋ねです。第一に、教師の働き方改革を確実に進めることが必要であります。業務の仕分を行った学校、教師が担う業務に係る三分類に基づく業務の更なる厳選、見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化を進めるとともに、学校の指導、運営体制の充実により、教師の時間外在校等時間を削減をいたしてまいります。

時間外勤務手当を支給しないこととしておる給特法については、様々な議論があることは承知をいたしておりますが、まずは、時間外在校等時間が月二十時間程度に達するまでに幅広い観点から諸課題の整理を行うことといたしております。

長時間労働の固定化についてのお尋ねです。今回の改正案における教職調整額の引上げについては、働き方改革の取組などと一体的に進めていく必要がありますため、令和十二年度までに段階的に一〇％とすることといたしております。

このほか、計画の策定、公表、計画に基づく実施など、教育委員会や学校が教師の業務量を管理する措置を講ずる旨の規定を盛り込むなど、給与面と併せ徹底した働き方改革を進め、教師の処遇改善を図ってまいります。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁を申し上げます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇)

○国務大臣(あべ俊子君) 田村議員にお答えいたします。

まず、教員定数の改善についてお尋ねがありました。

学校における働き方改革や多様化、複雑化する教育課題への対応に向け、教職員定数を改善することは大変重要です。

このため、令和三年に義務標準法を改正し、基礎定数の改善により、小学校における三十五人学級の計画的な整備を進めるとともに、近年は、教育の質の向上と教師の持ちこま数の軽減など政策目的を確実に達成するため、加配定数の改善を行ってまいります。

令和七年度予算において、基礎定数を含め、この二十一年間で最大となる五千八百二十七人の定数改善に必要な経費を計上しており、引き続き、学校の指導、運営体制の充実強化に努めてまいります。

次に、教師の時間外勤務の扱いについてお尋ねがありました。

公立の義務教育諸学校等の教育職員に関する給与その他の勤務条件についての特別法である給特

法の仕組みでは、時間外勤務命令によらず所定の勤務時間外に教師が業務を行う時間は、労働基準法上の労働時間とは言えません。

また、教師に対して時間外勤務を命ずる場合は四つの業務に限定されていますが、これは、給特法制定当時に、教師の超過勤務は原則命じないこととし、命じ得る職務についてはやむを得ないものに限定することが必要とされたことから、四つの項目に限定されたものです。

次に、主務教諭の創設についてお尋ねがありました。

今回提出した法案において、教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を行う主務教諭の職を新設することとしておりますが、これは、学校が組織としての力を発揮できるようにするためのものであり、学校が抱える課題等に組織的、機動的に対応し、教職員間の連携、協働が進むことにもつながるものと認識しております。

また、学校のマネジメント体制が充実すること、学校全体の業務をより効率的に行うことが可能になるものと考えております。(拍手)

○副議長(玄葉光一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(玄葉光一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 石破 茂君
外務大臣 岩屋 毅君
財務大臣 加藤 勝信君
文部科学大臣 あべ 俊子君

厚生労働大臣 福岡 資麿君
経済産業大臣 武藤 容治君
環境大臣 浅尾慶一郎君

一、昨九日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 西岡 秀子君(理事白木秀剛君去る二日委員辞任につきその補欠)

出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 橋 慶一郎君
文部科学副大臣 武部 新君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
道路法等の一部を改正する法律
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る八日、内閣を経由して総務大臣村上誠一郎君から、次の報告書を受領した。
放送法第七十一条第三項の規定に基づく日本放送協会令和七年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画についての報告

厚生労働委員
辞任
大西 洋平君
小森 卓郎君
中川 康洋君
金子 容三君
西野 太亮君
井野 俊郎君
松本 尚君
山口 良治君

一、去る八日、内閣を経由して経済産業大臣武藤容治君から、次の報告書を受領した。
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の三第九項、第三条第十項、第五条第九項において準用する同条第八項及び第十五条の十三第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告

補欠
草間 剛君
塩崎 彰久君
長谷川淳二君
深澤 陽一君
中島 克仁君
八幡 愛君
工藤 彰三君
土田 慎君
中曽根康隆君
井出 庸生君
向山 淳君
今枝宗一郎君
鈴木 英敬君
西野 太亮君
松本 尚君
鈴木 岳幸君
高井 崇志君
高井 崇志君

(理事補欠選任)

一、去る八日、環境委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 阿部 知子君(理事阿部知子君去る三月二十六日委員辞任につきその補欠)

辞任
大西 洋平君
小森 卓郎君
中川 康洋君
金子 容三君
西野 太亮君
井野 俊郎君
松本 尚君
山口 良治君
西野 太亮君
松本 尚君
大西 洋平君
小森 卓郎君
中川 康洋君

農林水産委員	山本 大地君	勝目 康君	経済産業委員	廣瀬 建君	大西 洋平君
辞任	西岡 義高君	福田 玄君	辞任	鈴木 英敬君	三谷 英弘君
根本 拓君	勝目 康君	平沼正二郎君	鈴木 芳弘君	補欠	三谷 和生君
根本 幸典君	福田 玄君	菊池大二郎君	関 洋平君	西野 太亮君	山 登志浩君
森下 千里君	坂本竜太郎君	法務委員	松本 克哉君	加藤 竜祥君	一、昨九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
小山 展弘君	藤原 規真君	辞任	東 貴之君	大西 洋平君	東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員
柴山 昌彦君	勝目 康君	補欠	落合 貴之君	川原田英世君	
勝目 康君	根本 幸典君	中西 健治君	川原田英世君	階 猛君	
坂本竜太郎君	森下 千里君	竹上 裕子君	竹上 裕子君	山 登志浩君	
向山 淳君	根本 拓君	柵橋 泰文君	柵橋 泰文君	鈴木 英敬君	
藤原 規真君	小山 展弘君	島田 洋一君	島田 洋一君	落合 貴之君	
環境委員	外務委員	辞任	補欠	大西 洋平君	
辞任	辞任	小熊 慎司君	阿部祐美子君	加藤 竜祥君	
深澤 陽一君	補欠	西園 勝秀君	吉田 宣弘君	山 登志浩君	
宮内 秀樹君	鬼木 誠君	阿部祐美子君	小熊 慎司君	東 克哉君	
山際大志郎君	小林 鷹之君	吉田 宣弘君	西園 勝秀君	補欠	
国定 勇人君	中谷 真一君	財務金融委員	辞任	金子 恭之君	
小林 鷹之君	土田 慎君	辞任	根本 幸典君	小宮山泰子君	
土田 慎君	黄川田仁志君	根本 幸典君	補欠	鳩山紀一郎君	
鬼木 誠君	深澤 陽一君	鈴木 貴子君	鈴木 貴子君	栗原 涉君	
黄川田仁志君	山際大志郎君	島尻安伊子君	島尻安伊子君	栗原 涉君	
中谷 真一君	宮内 秀樹君	厚生労働委員	根本 幸典君	岩田 和親君	
予算委員	予算委員	辞任	安藤たかお君	島田 智明君	
辞任	補欠	安藤たかお君	草間 剛君	井野 俊郎君	
柴山 昌彦君	寺田 稔君	草間 剛君	佐々木 紀君	松本 尚君	
田村 憲久君	国光あやの君	長谷川淳二君	中島 克仁君	八幡 愛君	
松本 洋平君	山田 賢司君	八幡 愛君	高松 智之君	高井 崇志君	
議院運営委員	補欠	高松 智之君	石橋林太郎君	長谷川淳二君	
辞任	深澤 陽一君	岩田 和親君	石橋林太郎君	佐々木 紀君	
岩田 和親君	深澤 陽一君	井野 俊郎君	島田 智明君	草間 剛君	
一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	鈴木 貴子君	安藤たかお君	中島 克仁君	
辞任	補欠	高松 智之君	八幡 愛君	長友よしひろ君	
平沼正二郎君	山本 大地君	高松 智之君	中島 克仁君	山 登志浩君	
菊池大二郎君	西岡 義高君	高井 崇志君	八幡 愛君		

(議案受領)

一、昨九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(内閣提出第一九号)

内閣委員会 付託

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

財務金融委員会 付託

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第三五号)

地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 付託

一、昨九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

航空業務に関する日本国とチエコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(条約第一〇号)

以上四件 外務委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

港湾法等の一部を改正する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

(議案通知書受領)

一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

道路法等の一部を改正する法律案

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

仮装身分捜査に関する質問主意書(藤原規真君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員八幡愛君提出障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問に対する答弁書

令和七年三月二十七日提出
質問 第一二一七号

障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問主意書

障害児の養育には、家庭に対して高いケア負担や精神的・経済的な負担が課されることが知られており、その影響は家族関係にも及ぶと考えられる。

福祉現場に携わる関係者からは、「障害児のいる家庭では、母親が一人で育てているケースが多い」「障害児が生まれたことを契機に父親が育児に関与しなくなったり、離婚に至る家庭が少なくない」との指摘が多数寄せられている。このような

実感が一定の広がりを持つているにもかかわらず、政府としてその実態をどの程度把握しているかは不明であると考えられる。

もし障害児のいる家庭において、母子家庭(父親が同居していない世帯)となっている傾向や父親の育児不参加の傾向が顕著であるならば、ひとり親家庭の貧困・孤立の問題とも連動する重要な社会課題であり、支援施策の重点化・見直しに直結すると考える。

よって、以下の事項について質問する。

一 障害児のいる家庭において、母子家庭となっている割合について

1 政府として全国的な統計を保有しているか。保有している場合は、直近三年間の年度ごとの数値を可能な限り示されたい。

2 前記の統計がある場合、障害の種別ごと(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、重複障害など)に分類して、可能な限り示されたい。

二 障害児の出生や診断を契機とした家庭内の変化、すなわち離婚や父親の育児不参加の傾向について

1 政府として、福祉現場等における声や世論の存在を把握しているか。

2 政府として、過去に実態調査を実施したことなどがあれば、調査結果の概要を明らかにされたい。ないのであれば、今後そのような実態を把握・分析する必要性について、どのように認識しているか示されたい。

三 障害児を育てている家庭で、両親が離婚して片親となった場合の支援や、特に父親が育児に関わらなくなるといった問題について、政府の中で主にどの府省庁が担当しているのか明らかにした上で、関係する他の府省庁との役割分担や連携体制の現状についても示されたい。

内閣衆質二一七第一二七号
令和七年四月八日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「統計」の「保有」はしていない。

二の1について

お尋ねについては、例えば、令和元年十月三十一日の社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会にお

いて、委員から子どもが障害だから離婚原因になったという方もたくさんいらっしゃいます」との発言や、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が参集を求めて開催していた、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係る実務や障害児支援に関する専門的知見を有する有識者により構成される「障害児通所支援に関する検討会」における令和四年九月二十九日の「団体ヒアリング」において、「ヒアリング団体」から「障害児の世帯は離婚リスクが高かったり、育児や介護の負担が重く、親が心身を壊しやすかったりして、貧困や虐待、ヤングケアラーの問題と常に隣り合わせです」との発言等があったところである。

二の2について

お尋ねの「障害児の出生や診断を契機とした家庭内の変化」や「離婚や父親の育児不参加の傾向」についての「実態調査を実施したこと」はないが、障害児とその家族が安心して生活できるようにすることは重要であると考えており、御指摘の「障害児のいる家庭」の実態について、様々な機会を捉えて、可能な限り把握に努めてまいりたい。

三について

お尋ねの「支援」や「問題」については、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)第四条第一項第五号及び第七号並びにこども家庭庁組織令(令和五年政令第二百二十五号)第二十二条第七号、第二十三条第二号等の規定により「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること」、「障害のあるこどもの福祉の増進に関すること」等の事務を所掌することも家庭庁において、主に「担当」しており、また、「関係する他の府省庁」である、厚生労働省設置法(平

成十一年法律第九十七号)第四条第一項第七十九号及び厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第九十九条第六号等の規定により「特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)第十七条に規定する福祉手当に関すること」等の事務を所掌する厚生労働省との間で、これらの所掌に基づく「役割分担」を図りながら、両省庁の職員が職務の遂行に必要な意見交換を定期的に行う等の「連携体制」をとっているところである。

令和七年三月二十八日提出
質問 第一二二八号

沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問主意書

政府は、二〇二五年三月二十七日に国民保護に関する取組として、沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組(以下、「避難計画」という。)を発表した。

以下、避難に関する政府の見解について質問する。

一 住民の避難先となる九州・山口各県のうち、福岡県は受入れ人数を約四万七千四百人としている。福岡県商工部観光局観光政策課作成の令和七年度における観光振興施策の方向性についてによると、宿泊施設稼働率は二〇二三年が六十四・八パーセント、二〇二四年一月～七月は七十パーセント前後を維持している。

1 避難先の算定の前提となる、福岡県内の宿泊施設等の客室数を明らかにした上で、避難時において、どの程度の空室数があると想定して、客室の確保ができると判断しているのか、政府の見解を示されたい。

2 政府は、避難計画の前提条件として、避難先となるホテル等は全室空室、避難先地域への入域自粛要請がかかるとしているが、宿泊施設の収容能力は、どのように検証して実現できると判断しているのか、政府の見解を示されたい。

二 避難先の福岡・鹿児島空港より、宿泊施設までの移動について、貸切りバス等が受入れ側の検討事項となっている。この避難計画について、バス協会より運転手の高齢化や人手不足が進み、対応可能事業者は多くないとの指摘もある。

1 各バス事業者及び車両台数は避難計画の所要のうちどこまで確保が可能となっているのか、政府の把握するところを具体的に示されたい。

2 避難計画では、鹿児島空港から福岡県へ移動する場合、二百キロメートルの距離を貸切りバスまたは鉄道で移動するとされる。バス移動の場合、バス事業者からはこの長距離を何度も往復するのは困難との指摘もあるが、この移動はなぜ可能と判断して記載したのか、政府の見解を示されたい。

三 避難先の旅館・ホテルといった宿泊施設等の借上料について、災害救助法に基づく国の補助の上限目安は朝食付き一人一泊七千円である。しかし、福岡県の調査では素泊まりであっても一万二千元、朝食付きは二万円前後となり価格相場と乖離しているとの指摘がある。避難計画においても、今後の課題として、「福岡県内ホ

テルへのアンケート調査の結果、シングル素泊まりの通常価格平均が、災害救助法上の宿泊施設の借上げ料の上限基準を上回るなど、乖離が生じている。」と記載しているが、政府は、どのように対処して客室を確保するのか、見解を示されたい。

四 避難計画において、二〇二五年度以降の検討課題として、「要配慮者の受入れ調整に関する事項の検討」、「避難の中長期化を見据えた検討(就労再開、就労支援、中長期の収容施設の提供等)」の記載がある。受入れ県は要配慮者に関して、全国の医療福祉関係者の応援が不可欠としている。政府は全国の医療福祉関係者の応援の確保について、各県へどのような支援をするのか、見解を示されたい。

五 避難計画において、二〇二四年度は石垣市、与那国町において住民参加型の住民意見交換会を実施したとある。住民に向けてどのように安全に移動できるのか、避難先への不安解消について、今後どのように避難計画への各島民の合意形成を得るのか、具体的に示されたい。

六 避難計画において、移動期間は、船舶や航空機を使い一日二万人、およそ六日間避難を完了するとされる。

1 船舶や航空機は搭乗・乗船予約の取消し等、全席空席化や避難対象者以外の利用自粛要請をかけるのか、政府の見解を示されたい。

2 有事による避難開始から六日間も避難を要する地元で待機させるのは、国民を保護する観点から外れるのではないか、政府の見解を示されたい。

七 この避難計画は、対象地域について沖縄県の離島である先島諸島の住民避難を示したものである。

1 避難計画を要する事態の際、なぜ米軍及び自衛隊施設が存在する九州・山口各県を避難先としたのか。避難先として安全とする根拠を示されたい。

2 なぜ沖縄本島の住民が避難する国民保護に関する取組はないのか、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一七第一二八号
令和七年四月八日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問に対する答弁書

一の1について

九州各県及び山口県は、「国民保護法における受入れに係る初期的な計画の作成について（依頼）」（令和六年六月十一日付け閣議事録第二百五十一号・府政防第九百六十号・消防災第二百二十号内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣参事官、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）及び消防庁国民保護・防災部国民保護支援調整室長連名通知）に基づく「国民保護法における受入れに係る初期的な計画」の作成に向けた検討の前提として、国の依頼に基づき、令和五年度に宿泊施設の客室数を調査しており、福岡県内の当該客室数は六万三千四百二十室であったと承

知している。当該検討における、避難住民を受け入れる施設の全室が空室であるという前提条件は、まずは初期的な段階の想定として設定したものである。

一の2について

お尋ねの「収容能力」及び「実現」の意味するところが必ずしも明らかではないが、避難住民の宿泊施設等への受入れについては、令和七年度以降、関係地方公共団体、民間事業者等と連携を深め、災害時の状況も参考にしつつ、更に検討を深めてまいりたい。

二の1について

お尋ねの「どこまで確保が可能となっているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現在、武力攻撃事態等であると認定されている状況ではないことから、関係地方公共団体において、バス事業者との契約によりバスによる輸送を準備する等の対応をすることまでは予定していないと承知している。

二の2について

福岡県は、令和六年度の検討においては、鹿児島空港からの輸送について、北九州市内及び久留米市内への輸送手段の検討を行ったが、いずれも貸切バスに加えて新幹線を利用する案を第一の案として整理し、同案を念頭に今後検討していく予定であると承知している。いずれにしても、輸送手段については、同県において検討していくものと承知している。

三について

お尋ねについては、関係地方公共団体からの意見があることは承知しているが、令和七年度以降、関係地方公共団体、民間事業者等と連携しつつ、公営住宅、賃貸住宅等への受入れ及び県内飲食店による食事の提供も含めて対応を検討してまいりたい。

四について

九州各県及び山口県が全国の御指摘の「医療福祉関係者」と議論を重ねながら、「医療福祉関係者」を確保する内容を含む「受入れ基本要領」を令和八年度までに作成することができるよう、国として支援してまいりたい。

五について

お尋ねの「住民に向けてどのように安全に移動できるのか」及び「避難先への不安解消」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和八年度に予定している「沖縄県国民保護共同実動・図上訓練」に向け、先島諸島の市町村等で開催される住民意見交換会等に参加し、住民との意見交換を重ねることにより、関係地方公共団体の住民の理解促進に努めてまいりたい。

六の1について

今回の検討においては、あくまでも訓練上の想定として、国が先島諸島の市町村を武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第五十二条第二項第一号の要避難地域として示した上で避難措置の指示をするとともに、国から九州各県及び山口県への入域の自粛要請をすることにより、航空機については、避難元の空港に係る定期便は原則として全便が運休となり、また、受入れ先の空港に係る国内便は離島の生活路線等の一部の便を除き大部分が運休となる前提条件を設定したものである。船舶を利用した輸送については、前提条件も含め、令和七年度以降に検討することを予定している。

六の2について

避難元市町村において利用することが想定される各空港における駐機場の最大限の活用等により、一日約二万人を先島諸島の島外へ輸送す

る能力を確保できる見通しとなっているが、避難に要する時間の短縮については、今後も更に検討を深めてまいりたい。

七の1について

国民保護法第三十二条第一項に基づき定められた国民の保護に関する基本方針（平成十七年三月二十五日閣議決定）において、「沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすることが必要である。このため、国は、九州各県をはじめとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え」とされていることや、九州各県、山口県及び沖縄県において「九州・山口九県武力攻撃災害等時相互応援協定」が締結されており、県域を越える住民の避難及び受入れを検討する素地があることから、「沖縄県国民保護共同図上訓練」上の想定として九州各県及び山口県を受入れ先としているところである。

なお、武力攻撃事態等について、その具体的な態様を予測することは困難であることから、いずれの地域がお尋ねの「避難先として安全」であるかについて、お答えすることは困難である。

七の2について

先島諸島は、沖縄本島や本土から遠距離にある離島であり、輸送手段の確保等、避難の困難性が高いと考えられることから、沖縄県及び先島諸島の五市町村と協議し、まずは先島諸島の避難を検討することとなった。

同県は、当該検討の成果を踏まえて沖縄本島を含む同県全体の避難の在り方を検討していく必要があると認識していると承知しており、今後の進め方については、同県と国でよく相談してまいりたい。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣 石破 茂

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 狩猟の適正化」を「第三章の二 緊急銃猟(第三十四条の二―第三十四条の六)に改める。

第二章第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。

第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 危険鳥獣の管理に関する事項

第四条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認める場合においては、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項
第十一条第一項第一号中「次章第一節」を「第四章

章第一節」に改める。

第十二条第六項中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 緊急銃猟

(緊急銃猟)

第三十四条の二 市町村長(特別区の区長を含む。以下この章において同じ。)は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物(以下この項において「住居等」という。)に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)以外の方法によつては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によつて人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による銃猟(以下「緊急銃猟」という。)をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。

3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

4 緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項(弾丸の到達するおそれのある人に向かつてする銃猟の制限に係る部分に限る。)の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

(緊急銃猟等のための土地の立入り等)

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(安全を確保するための措置)

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があるとき、これを提示しなければならない。

3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担(損失の補償)

第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。

3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担(損失の補償)

第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。

3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

第三十五条第十二項中「前条第三項」を「第三十条第三項」に、「次条第十二項」を「第三十五条第十二項」に改める。

第三十九条第三項の表中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

第八十三条第二

違反行為をした者はに改め、同項第一号中「者」を「とき」に、「を除く。」を「であるときを除く。」に改め、同項第二号中「者」を「とき」に、「者及び」を「者であるとき及び」に、「を除く。」を「であるときを除く。」に改め、同項第六号中「受けた者」を「受けたとき」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「者」を「とき」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「者」を「とき」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の二中「者」を「とき」に、「者及び」を「者であるとき及び」に、「を除く。」を「であるときを除く。」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項中「第二号の二」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第六号」に改める。

第八十四条の二 第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限に違反したときは、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十六条中「者は」を「場合

為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第十一号中「者」を「とき」に改め、同条第十二号とし、同条第十号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「した者」を「したとき」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の二中「者」を「とき」に改め、同号を同条第二号とする。

(施行期日)

一次条及び附則第三条の規定 公布の日

(施行前の準備)

2 前項の規定により定められ、公表され、都道

第三条 都道府県知事は、第二号施行日前において

2 前項の規定により定められ、公

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

(地方税法及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六

二 銃砲刀劍類所持等取締法(昭和三十三年法

第六條 道州制特別区域における広域行政の推進

第十六條第一項中「第八十三條第一項第三號」

(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の

第七條 鳥獸による農林水産業等に係る被害の防

第四条第二項第四号中「第二条第七項」を「第

第六條第一項中「第三号まで及び第六号」を

理由

最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、危険鳥獣の銃器を使用した捕獲等に関する制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市町村長は、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣(以下「危険鳥獣」という。)が、住居等に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)以外の方法によつては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、5の措置その他の措置を講ずることにより銃猟によつて人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができるとすること。

2 市町村長は、1による銃猟(以下「緊急銃猟」という。)をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができるものとする。

3 緊急銃猟として実施する行為については、日出前及び日没後並びに住居集合地域等での銃猟制限等の規定は、適用しないものとする。

4 市町村長は、緊急銃猟等に必要の限度において、その職員等に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができるものとする。

5 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができるものとし、また、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができるものとする。

6 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は4若しくは5の措置を講ずるため、応援を求めることができるものとする。

7 市町村長は、緊急銃猟の実施又は4の措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をするものとする。

8 罰則について、所要の規定を設けるものとする。

9 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由
本案は、最近における一部の鳥獣の生息地の

範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属、日本維新の会及び参政党の共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和七年四月八日

環境委員長 近藤 昭一

衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 危険鳥獣の銃猟の安全対策に万全を期するため、市町村を始めとする関係者に対し、現場での迅速かつ適切な判断が可能となるよう、本法の内容を関係法令との関係も含めて十分周知するとともに、関係省庁で連携して安全かつ効果的な出沒対応に関するガイドライン等の作成や研修の実施等の支援を図ること。また、出沒時の連絡体制及び対応方針の事前調整や実地訓練の定期的な実施について必要な支援を行うこと。

二 本法の円滑な運用とともに、危険鳥獣の捕獲等に当たつての担い手への必要な経費が確保されるよう、地方公共団体に対する財政支援の充実に努めること。

三 狩猟者の減少・高齢化等による鳥獣捕獲の担

い手の減少などを踏まえ、捕獲体制を強化するため専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業等に従事する者の更なる技術向上及び育成について、積極的な支援を行うこと。

四 クマ対策については、捕殺だけではなく、人の生活圏への出沒を未然に防止することが重要であることから、生息状況把握のための適切なモニタリングの実施を始め、クマの生息環境の整備や保全、すみ分けて共存するための対策の再検討などの出沒抑制対策に関係省庁で十分連携を図りつつ取り組むこと。

五 捕殺による被害対策の効果は限定的で、クマ等による人身被害の予防や野生動物との軋轢の根本的な解決には、被害防除や誘引物除去、犬を活用した追い払いの実施、すみ分けのための環境整備等がとりわけ有効であることから、地域が効果的に取り組めるように支援策を整備し、必要な予算を確保すること。

六 くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要な苦痛を与えることにつながるおそれ大きいことから、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。

七 捕獲等を行った野生鳥獣の有効利用について、より安全な提供による消費者の安心の確保を図りつつ、その円滑な流通を促進するための環境整備等必要な措置を講ずること。

八 令和十二年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して本年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和七年二月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約について、日本国とウクライナとの間において、投資所得に対する源泉地国課税の更なる軽減、税務当局間の徴収共助の手続の整備等の措置を講ずるため、同条約に代わる新たな条約を作成することとし、令和六年二月十九日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約

日本国政府及びウクライナ政府は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じて非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによつて又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3 この条約は、第七条3、第九条2、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十六条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む)は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、
- (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税
 - (iv) 地方法人税
 - (v) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) ウクライナにおいては、
- (i) 個人所得税
 - (ii) 企業の利得に対する租税
- (以下「ウクライナの租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されて

いる全ての領域(領海を含む)及びその領海の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む)をいう。

(b) 「ウクライナ」とは、地理的意味で用いる場合には、ウクライナの全ての領域(内水、領海及びこれらの上空を含む)並びに領海の外側に位置する水域(海底及びその下を含む)であつて、ウクライナが自国の効力を有する国内法及び国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使するものをいう。

(c) 「双方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はウクライナをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g) 「双方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く)をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) ウクライナにおいては、ウクライナ財務省又は権限を与えられたその代理者

(i) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。 (i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。 (l) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。 (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方府若しくは地方公共団体によって規制されるもの (ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み 一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたらば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十三条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。 第四条 居住者 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所、設立場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。 2 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的居住が存在する締約国の居住者とみなす。その使用	る恒久的居住を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的居住をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって当該事案を解決する。 3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。 第五条 恒久的施設 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店	(c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所 3 建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動については、これらの現場、工事又は活動が十二箇月を超える期間継続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。 4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせる活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接
--	--	--

に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限り。 (a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。 (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。 6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であって、事業を行う一定の場所(5の規定	が適用されることとなるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。 (a) 当該企業の名において締結される契約 (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約 (c) 当該企業による役務の提供のための契約 7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。 8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。 9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に、密接に関連するものとする。	十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に、密接に関連するものとする。 第六条 不動産所得 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。 第七条 事業利得 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が	他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 この条及び第二十一条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。 3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。 4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。 第八条 国際海上運送及び国際航空運送 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 この条の規定の適用上、企業が船舶又は航空
--	---	---	---

機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含む。ただし、次の(a)に規定する賃貸又は次の(b)に規定する使用、保管若しくは賃貸が、当該企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。 (a) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得 (b) 物品又は商品の運送のために使用されるコンテナ(コンテナの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む)の使用、保管又は賃貸から取得する利得	している場合 (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間で設けられた条件が独立の企業の間で設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。	ント。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。 (i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権 (ii) 当該配当を支払う法人がウクライナの居住者である場合には、当該法人の資本 (b) その他の全ての場合には、当該配当の額の十五パーセント	と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。
3 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ウクライナの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてウクライナにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。 4 1から3までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。	1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。 (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じて、次の(i)又は(ii)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセ	5 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。 6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設	1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。 (a) 次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合には、当該利子の額の五パーセント (i) 当該利子の受益者が銀行、保険会社又は証券会社である場合 (ii) 当該利子の受益者が公認の年金基金であり、かつ、当該利子が第三条1(i)又は(ii)に規定する活動によつて取得される場合
1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間で設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加	10 配当 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。 (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じて、次の(i)又は(ii)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセ	5 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。 6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設	1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。 (a) 次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合には、当該利子の額の五パーセント (i) 当該利子の受益者が銀行、保険会社又は証券会社である場合 (ii) 当該利子の受益者が公認の年金基金であり、かつ、当該利子が第三条1(i)又は(ii)に規定する活動によつて取得される場合

(iii) 当該利子が当該他方の締約国の居住者によつて行われる信用供与による設備若しくは物品の販売又は役務の提供の一環として生ずる債権に関して支払われる場合 (b) その他の全ての場合には、当該利子の額の十パーセント 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(a)又は(b)の規定に該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関である場合 (b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによつて行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合 4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。前条で取扱われる所得及び支払の遅延に対して課さ	れる損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。 5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。 7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちの超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第十二条 使用料 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該	他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。 3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金という。 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。	6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちの超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第十三条 譲渡収益 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上
--	---	--	--

が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によつて負担されるもので

ないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府

若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2(a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体にに対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供

される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用す

る。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条 二重課税の除去

1 日本国においては、二重課税は、次の方法によって除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってウクライナにおいて租税を課することができる所得をウクライナ内において取得する場合には、当該所得について納付されるウクライナの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2 ウクライナにおいては、二重課税は、次の方法によって除去される。

(a) ウクライナの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、ウクライナは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対するウクライナの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたウクライナの租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) ウクライナの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってウクライナにおいて租税が免除される場合においても、ウクライナは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たり、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十二条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくは

これに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十三条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者によつて構成される合同委員会を通じて連絡

することを含む。)ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従つて当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

第二十四条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した

4 一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴訟、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができ、当該情報において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。	該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の実施方法を合意によって定めることができる。 2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。 (a) 日本国においては、 第二条3(a)(i)から(iv)までに掲げる租税 (i) 復興特別法人税 (ii) 消費税 (iii) 地方消費税 (iv) 相続税 (v) 贈与税 (vi) ウクライナにおいては、 第二条3(b)に掲げる租税
4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって保	(ii) 付加価値税 (iii) 使用税 (iv) 環境税 (v) 財産税 (vi) 物品税 (vii) 一括税 (c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの (d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの 3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時に於いて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。 4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって保
6 3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該一方の締約国が当該租税債権の徴収についてとった措置について当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。	全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。 5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において租税債権であるとの理由によって適用される時効の対象とされず、また、その理由によって適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。 8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。 (a) 3の規定に基づいて要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。 (b) 4の規定に基づいて要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。 9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。 (c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。	(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。 第二十六条 外交使節団及び領事機関の構成員 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。 第二十七条 特典を受ける権利 1 (a) (i) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、 (ii) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、 両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この1の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。 (b) (a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。	い。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの(銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。)を含まない。 (c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由(例えば、損失の存在)を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。 2 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。 第二十八条 効力発生 1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。	2 この条約は、次のものについて適用する。 (a) 日本国においては、 (i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 (ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税 ウクライナにおいては、 (i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われる額 (ii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度 3 2の規定にかかわらず、第二十四条及び第二十五条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。 4 千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書(以下「旧条約」という。)は、2及び3の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とウクライナとの間において適用されなくなる。 5 この条約の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であつていづれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。
---	---	--	---

6 旧条約は、1から5までの規定に従って適用される最後の日に日本国とウクライナとの間に
おいて終了する。

第二十九条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

- (a) 日本国においては、
- (i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
- (ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税
- (b) ウクライナにおいては、
- (i) 源泉徴収される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる額
- (ii) その他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

松田邦紀

ウクライナ政府のために

マルチェンコ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国政府及びウクライナ政府は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 条約第一条2の規定に関し、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みにより当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものととして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。
- 2 条約の規定にかかわらず、ウクライナの居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が日本国内において生じ、かつ、日本国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、日本国において、日本国の法令に従って租税を課することができる。
- 3 条約第二十三条5の規定に関し、
- (a) (i) 一又は二以上の同一の事項に関する事案

について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、条約第二十三条1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続(以下この3において「相互協議手続」という。)を停止した場合には、同条5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

- (ii) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、条約第二十三条5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。
- (iii) 事案によって直接に影響を受ける者が条約第二十三条5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

- (b) (i) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。
- (aa) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によって構成される。
- (bb) 各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命

された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあつてはならない。

- (cc) 仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。
- (ii) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、条約第二十四条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

- (iii) 条約第二十三条及び第二十四条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員(仲裁人一人について三人までに限る。)並びに仲裁人の候補者は、情報(当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。)の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲

裁のための委員会から受領する情報は、条約第二十四条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

(c) (i) 仲裁決定は、最終的なものとする。

(ii) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によつて当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、条約第二十三条5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続(b)(ii)及び(iii)並びに(f)の規定に係るものを除く。は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(iii) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(d) (i) 事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(ii) 事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に對し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げる場合又は当該合意と整合的な方法によつて当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかったものとする。

(e) 条約第二十三条及びこの3の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(i)又は(ii)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。

(i) 両締約国の権限のある当局が、条約第二十三条2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(iii) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f) 各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(g) 条約第二十三条5及びこの3の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

松田邦紀

ウクライナ政府のために

マルチェンコ

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、昭和六十一年に効力を生じたソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の現行の租税条約(以下「現行条約」という。)の内容をウクライナ政府との間で改正するため、令和三年三月から交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達したため、令和六年二月十九日に東京において、本条約の署名が行われた。

本条約は、現行条約を全面的に改正し、新たな条約として合意するもので、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方税法及び住民税とし、ウクライナについては個人所得税及び企業の利得に対する租税とすること。

2 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設

を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得のみ当該他方の締約国において課税できること及び当該恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

3 配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること。

4 本条約の規定による課税によつて生ずる二重課税を居住地国において除去すること。

5 本条約の規定に適合しない課税については、権限のある当局に対して申立てをすることができると及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行つて解決を図ることができるとに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること。

6 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

7 本条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁の手続及び補足事項等を規定している。

本条約は、各締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面により行う本条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告のうち、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とウクライナとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和七年四月九日

外務委員長 堀内 詔子

衆議院議長 額賀福志郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和七年二月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約について、日本国とトルクメニスタンとの間において、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免、税務当局間の徴収共助の手続の整備等の措置を講ずるため、同条約に代わる新たな条約を作成することとし、令和六年十二月十六日にアシガバットで、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約

日本国及びトルクメニスタンは、両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3 この条約は、第七條3、第九條2、第十八條、第十九條、第二十二條から第二十四條まで及び第二十七條の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む)は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

- (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税
 - (iv) 地方法人税
 - (v) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) トルクメニスタンにおいては、
- (i) 法人の利得又は所得に対する租税

(ii) 個人の所得に対する租税
(以下「トルクメニスタンの租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む)及びその領海の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む)をいう。

(b) 「トルクメニスタン」とは、地理的意味で用いる場合には、トルクメニスタンの領域並びにトルクメニスタンが国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使する全ての区域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はトルクメニスタンをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。 (h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送(当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。)をいう。 (i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者 (ii) トルクメニスタンにおいては、財務経済省又は権限を与えられたその代理者 (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。 (i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。 (l) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。 (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一	方の締約国又は当該一方の締約国の地方府若しくは地方公共団体によって規制されるもの (ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み 一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十四条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。 第四条 居住者 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住	所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によつて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてののみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。 2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。 3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主た	る事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によつて決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。 第五条 恒久的施設 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所 3 「恒久的施設」には、次のものを含む。 (a) 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事。ただし、これらの現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限る。 (b) 一方の締約国内に存在する天然資源の探査又は開発に関連して当該一方の締約国内において行われる活動。ただし、当該活動が十二箇月を超える期間存続する場合に限る。 4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
--	---	--	--

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。	せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。 6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であつて、事業を行う一定の場所(5の規定が適用されることとなるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。 (a) 当該企業の名において締結される契約 (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約 (c) 当該企業による役務の提供のための契約 7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わつて行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わつて行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する	る独立の代理人とはされない。 8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるかを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。 9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に、密接に関連するものとする。 第六条 不動産所得 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産	に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。 第七条 事業利得 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。 3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において
--	--	---	---

租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。 4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。	は、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。	者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じ、次の(a)又は(b)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。 (a) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権 (b) 当該配当を支払う法人がトルクメニスタンの居住者である場合には、当該法人の資本 4 3の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。	者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。
2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、トルクメニスタンの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてトルクメニスタンにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。	第九条 関連企業 1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対して	第十條 配当 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住	第十一條 利子 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内にお

いて生ずる利子であつて次の(a)から(e)までの規定のいずれかに該当するものに對しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができ	(d) に係る債権から成るもの 当該利子の受益者が当該他方の締約国の公認の年金基金であつて、当該利子が第三条1(i)又は(ii)に規定する活動によつて取得され、かつ、当該利子が支払われる課税年度の開始の時に於いて当該公認の年金基金の受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人である場合	である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問はず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。	含む。の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは學術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。
(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関である場合	(e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国の居住者によつて行われる信用供与による設備若しくは物品の販売又は役務の提供の一環として生ずる債権に関して支払われる場合	7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の關係によつて、当該利子の額が、その關係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上で、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。	4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と實質的な關連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによつて行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合	4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に關し貸付金から生ずる所得と同様に取扱いされるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に對して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該當しない。	1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。	5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問はず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。
(c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該當する当該他方の締約国の居住者当該他方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。)である場合	5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と實質的な關連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。	2 一方の締約国内において生ずる使用料に對しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に從つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。	6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の關係によつて、当該使用料の額が、その關係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上で、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。
(i) 銀行 (ii) 保險会社 (ii) 証券会社 (iv) (i)から(iii)までに掲げる者以外の企業であつて、当該利子の支払が行われる課税年度に先立つ三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が第五条9の規定に從つて当該企業と密接に關連しない者に対する信用	6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者	3 この条において、「使用料」とは、文學上、藝術上若しくは學術上の著作物(映画フィルムを	とができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十八条4(b)に規定する公認の有価証券市場において取引される場合において、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の持分の数の合計がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下であるときは、この限りでない。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われず、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によつて負担されるものではないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内にお

いて行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すること

ができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2(a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他

方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から三年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたな

らば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十二条 二重課税の除去

1 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてトルクメニスタンにおいて租税を課することができる所得をトルクメニスタン内において取得する場合には、当該所得について納付されるトルクメニスタンの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2 トルクメニスタンにおいては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

トルクメニスタンの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課することができる所得を日本国内において取得する場合には、当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者に対して課されるトルクメニスタンの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、トルクメニスタンの租税に関する法令に従つて計算される当該所得に対するトルクメニスタンの租税の額を超えないものとす

第二十三条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国にお

て、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十四条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ

る。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者によつて構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。)ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適しない課税を受けた事実について、1の規定に従って当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、 (b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、 当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。	6 (a) 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続(以下この条において「相互協議手続」という。)を停止した場合には、5 (b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。 (b) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、5 (b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。 (c) 事案によって直接に影響を受ける者が5 (b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合においては、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。	7 (a) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。 (i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によって構成される。 (ii) 各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあってはならない。 (iii) 仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並び	8 (a) 仲裁決定は、最終的なものとする。 (b) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続(7 (b)及び(c)並びに11の規定に係るものを除く。)は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができない。 (c) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
9 (a) 事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われぬ。 (b) 事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。	10 この条の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合においては当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。 (a) 両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合 (b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合 (c) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合	9 (a) 事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われぬ。 (b) 事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。	10 この条の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合においては当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。 (a) 両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合 (b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合 (c) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

11 各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。 12 5から11までの規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。	1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。	2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴訟、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局、裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができ、する場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することが	
3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。	4 一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。	5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。	1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の
規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。 2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税(その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。)の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。 (a) 日本国においては、 (i) 第二条3(a)(i)から(iv)までに掲げる租税 (ii) 復興特別法人税 (iii) 消費税 (iv) 地方消費税 (v) 相続税 (vi) 贈与税 (b) トルクメニスタンにおいては、 (i) 第二条3(b)に掲げる租税 (ii) 付加価値税 (c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの (d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの	3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時に於いて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。	5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において租税債権であるとの理由によって適用される時効の対象とされず、また、その理由によって適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

6 3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権の徴収に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該一方の締約国が当該租税債権の徴収についてとつた措置について当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。	9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。 (c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていない場合に支援を行うこと。 (d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。	たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されている場合 (b) 当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該一方の締約国の居住者である者であつて次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当するものが、当該法人の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合 (i) 個人 (ii) 当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該一方の締約国の中央銀行又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の機関 (iii) (a)の規定に基づいて適格者とされる法人 一方の締約国の居住者である法人が適格者に該当しない場合においても、当該法人が、1及び2の規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該法人の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が第十条3の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者である法人からこの3の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。	(i) いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場 (ii) 両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場 5 (a) (i) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、 (ii) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、 両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この5の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。
7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。 8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。 (a) 3の規定に基づいて要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。 (b) 4の規定に基づいて要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基	づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。 (c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていない場合に支援を行うこと。 (d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。 第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。 第二十八条 特典を受ける権利 1 一方の締約国の居住者である法人は、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において2に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに關して、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2 一方の締約国の居住者である法人は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において、適格者とする。 (a) 当該特典が与えられる時において、その主	3 (iii) (a)の規定に基づいて適格者とされる法人 一方の締約国の居住者である法人が適格者に該当しない場合においても、当該法人が、1及び2の規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該法人の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が第十条3の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者である法人からこの3の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。 4 この条の規定の適用上、 (a) 「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。 (b) 「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。	(c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特

典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じ、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由(例えば、損失の存在を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

6 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十九条 効力発生

1 この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。
(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3 2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度に

かわかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

4 千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書(以下「旧条約」という。)は、2及び3の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とトルクメニスタンとの間において適用されなくなる。

5 この条約の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であつていづれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6 旧条約は、1から5までの規定に従って適用される最後の日に日本国とトルクメニスタンとの間において終了する。

第三十条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いづれの方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによつて、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年十二月十六日にアシガバットで、ひとしく正文である日本語、トルクメン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
佐々木 浩

トルクメニスタンのために
S・ジョラエフ

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、昭和六十一年に効力を生じたソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の現行の租税条約(以下「現行条約」という。)の内容をトルクメニスタン政府との間で改正するため、令和五年七月から交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達したため、令和六年十二月十六日にアシガバットにおいて、本条約の署名が行われた。

本条約は、現行条約を全面的に改正し、新たな条約として合意するもので、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、トルクメニスタンについては法人の利得又は所得に対する租税及び個人の所得に対する租税とすること。

2 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得のみ当該他方の締約国において課税できること及び当該恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

3 配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること。

4 本条約の規定による課税によつて生ずる二重課税を居住地国において除去すること。

5 本条約の規定に適合しない課税については、権限のある当局に対して申立てをすることができると及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行つて解決を図ることができるとに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること。

6 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

7 本条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと。

なお、本条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とトルクメニスタンとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

令和七年四月九日

外務委員長 堀内 詔子
衆議院議長 額賀福志郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和七年二月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約について、日本国とアルメニア共和国との間において、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免、税務当局間の徴収共助の手続の整備等の措置を講ずるため、同条約に代わる新たな条約を作成することとし、令和六年十二月二十六日にエレバンで、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約

日本国及びアルメニア共和国は、両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税

に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによつて又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3 この条約は、第七条3、第九条2、第十八条、第十九条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十七条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む)は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) アルメニアにおいては、

(i) 利得税

(ii) 所得税

(以下「アルメニアの租税」という。)

(b) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 復興特別所得税

(iv) 地方法人税

(v) 住民税
(以下「日本国の租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「アルメニア」とは、アルメニア共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、アルメニア共和国の領域(陸地、水域並びにこれらの下及び上空を含む)であつて、アルメニア共和国がアルメニア共和国の国内法令及び国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使するものをいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む)及びその領海の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む)をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアルメニアをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。	(h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送(当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。)をいう。	(i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) アルメニアにおいては、財務省及び国家歳入委員会又は権限を与えられたこれらの代理者 (ii) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者	(j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。 (i) 当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体	(k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。	(1) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。 (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運
営される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方府若しくは地方公共団体によって規制されるもの	(ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み	一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。	2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十四条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で作す意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」	第四条 居住者
とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、設立場所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてののみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。	2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的居住が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的居住を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的居住をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。	1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約	3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約	3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約	3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約
国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によつて決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	第五条 恒久的施設	1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を探索し、又は採取する場所	3 「恒久的施設」には、次のものを含む。 (a) 建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。ただし、これらの現場、工事又は活動が九箇月を超える期間存続する場合に限る。 (b) 企業が行う役務の提供(コンサルティングの役員(当該役務の提供のために採用されたものに限る。)を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、単一の又は関連するプロジェクトにつき当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限る。	3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約	3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約

(a)に規定する活動の期間は、二以上の密接に関連する企業が一方の締約国内の同一の場所において行う活動の期間(それぞれ三十日を超えるものに限り)を合計して決定する。ただし、一の企業が当該一方の締約国内において行う活動とその密接に関連する企業が当該一方の締約国内において行う活動とが関連している場合に限る。(a)に規定する活動の期間の決定に当たり、二以上の密接に関連する企業が同時に活動を行っている期間は、一度に限り算入する。 4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接	に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補充的な機能を果たす場合に限る。 (a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。 (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。 6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であって、事業を行う一定の場所(5の規定	が適用されることとなるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。 (a) 当該企業の名において締結される契約 (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約 (c) 当該企業による役務の提供のための契約 7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。 8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるかを否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。 9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に	は、密接に関連するものとする。 第六条 不動産所得 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。 第七条 事業利得 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が
--	--	--	---

他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によって当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。	企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、アルメニアの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてアルメニアにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。
2 この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。	3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。
3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。	1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。 9 第九条 関連企業 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
4 他方の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。 8 第八條 国際海上運送及び国際航空運送 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の	2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであらう条件であつたとなつたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国にお
いて課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払ふものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。	締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。
第十條 配当 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。	5 2から4までの規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。 6 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の五パーセントを超えないものとする。	7 1から4までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を
3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む三百六十五日の期間を通じ、次の(a)又は(b)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。 (a) 当該配当を支払う法人がアルメニアの居住者である場合には、当該法人の資本 (b) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権 4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の	締約国の居住者である法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権

有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の五パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(a)又は(b)の規定に該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間

接融資に係る債権に関して支払われる場合

4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該利子の額が、その関係がないとし

たならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちの超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住

者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十八条4(b)に規定する公認の有価証券市場において取引される場合において、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の持分の数の合計がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下であるときは、この限りでない。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他

他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によつて負担されるものではないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が取得する退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2(a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に

体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対

しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十二条 二重課税の除去

1 アルメニアにおいては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

(a) アルメニアの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、アルメニア

は、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対するアルメニアの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたアルメニアの租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) アルメニアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてアルメニアにおいて租税が免除される場合においても、アルメニアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たり、その免除された所得を考慮に入れることができる。

2 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてアルメニアにおいて租税を課することができる所得をアルメニア内において取得する場合には、当該所得について納付されるアルメニアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

第二十三条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の居住者である無国籍者は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この3の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

4 第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

5 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

6 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、

ず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十四条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者によつて構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。）ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた

事案について、1の規定に従って当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、 (b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、 当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。	2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができ、その場合は、他の目的のために使用することができる。	3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。	第二十五条 情報の交換	1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。	2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができ、その場合は、他の目的のために使用することができる。	4 一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3	に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。	第二十六条 租税の徴収における支援 1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。	2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税(その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつて他の取極の規定に反しない場合に限る。)の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。 (a) アルメニアにおいては、 (i) 第二条3(a)に掲げる租税 (ii) 付加価値税 (b) 日本国においては、 (i) 第二条3(b)(i)から(iv)までに掲げる租税 (ii) 復興特別法人税 (iii) 消費税 (iv) 地方消費税 (v) 相続税 (vi) 贈与税 (c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの	3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時に当該当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。	(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの 4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該
--	---	---	--------------------	---	---	---	--	--	---	--	--

他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において租税債権であるとの理由によつて適用される時効の対象とされず、また、その理由によつて適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

6 3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権の徴収に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該一方の締約国が当該租税債権の徴収についでとつた措置について当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又

(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づき要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づき要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての適切な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員
この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則

又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 特典を受ける権利

1 一方の締約国の居住者である法人は、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において2に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに関して、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の居住者である法人は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において、適格者とする。

(a) 当該特典が与えられる時において、その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されている場合

(b) 当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該一方の締約国の居住者である者であつて次の(i)から(ii)までの規定のいずれかに該当するものが、当該法人の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合

(i) 個人

(ii) 当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該一方の締約国の中央銀行又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の機関

3 (a)の規定に基づいて適格者とされる法人

(ii) 一方の締約国の居住者である法人が適格者に該当しない場合においても、当該法人が、1及び2の規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該法人の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が第十条3

の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者である法人からこの3の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

4 この条の規定の適用上、

(a) 「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b) 「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(i) いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(ii) 両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

5 (a) (i) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づき特典は、与えられない。この場合

には、この5の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b) (a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの(銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。)を含まない。

(c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由(例えば、損失の存在を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

6 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

い。

第二十九条 効力発生

1 この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3 (a) 2の規定にかかわらず、第二十四条5の規定は、次の事案について適用する。

(i) 両締約国の政府が外交上の公文の交換によつて合意する日以後に第二十四条1の規定に従つて申し立てられた事案

(ii) (i)に規定する日の前に第二十四条1の規定に従つて申し立てられた事案。この場合には、当該事案の未解決の事項は、同日から二年を経過するまでは、仲裁に付託されない。

(b) アルメニアが第二十四条5の規定を実施するための国内的な根拠及び手続を導入した場合又はアルメニアが、この条約の署名の日の後に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定であつて、仲裁に関する規定(同条1の規定に相当する当該協定の規定に従つて事案の申立てをする者からの要請にのみ基づいて日本国以外の国又は地域とアルメニアとの間で適用されるものに限る。)を含むものを締結する場合には、両締約国の政府は、(a)(i)に規定する日について合意する。アルメニアの権限のある当局は、これらの場合

に該当することとなつた後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

4 2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

5 千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書(以下「旧条約」という。)は、2及び4の規定に従つてこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とアルメニアとの間において適用されなくなる。

6 この条約の効力発生の時において旧条約第七七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であつていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

7 旧条約は、1から6までの規定に従つて適用される最後の日に日本国とアルメニアとの間において終了する。

第三十条 終了

この条約は、一方の締約国によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによつて、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関して

は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年十二月二十六日にエレバンで、ひとしく正文である日本語、アルメニア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

青木 豊

アルメニア共和国のために

ヴァーヘ・ホヴァニシヤン

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国及びアルメニア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第五条の規定に関し、同条2に規定する事業の場所は、それぞれ、同条1の要件を満たす場合に限り、同条1に規定する恒久的施設を構成することが了解される。

2 条約第十一条の規定に関し、アルメニアが、条約の署名の日の後に、日本国以外の国又は地域との間の協定であつて、同条2に定める所得

に対するアルメニアにおける課税を同条2に規定する税率よりも低い税率に制限し、又は当該所得についてアルメニアにおける租税を免除する規定を含むものを締結する場合には、両締約国は、日本国の要請に基づき、その低い税率又は租税の免除を条約に規定することを目的として交渉を開始する。アルメニアの権限のある当局は、この場合に該当することとなった後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

3 条約第二十四条5の規定に関し、

(a) (i) 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、条約第二十四条1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によつて事案を解決するための手続(以下この3において「相互協議手続」という。)を停止した場合に、同条5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(ii) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、条約第二十四条5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

(iii) 事案によつて直接に影響を受ける者が条約第二十四条5(b)に規定する期間の開始の後にいづれかの締約国の権限のある当局によつて要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の

権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

(b) (i) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(aa) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によつて構成される。

(bb) 各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあつてはならない。

(cc) 仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によつて直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行つてはならない。

(ii) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、条約第二十五条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従つて仲裁手続に関する情報を取り扱

うことについて書面によつて合意することを確認する。

(iii) 条約第二十四条及び第二十五条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員(仲裁人一人について三人までに限る。)並びに仲裁人の候補者は、情報(当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。)の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、条約第二十五条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

(c) (i) 仲裁決定は、最終的なものとする。

(ii) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によつて当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、条約第二十四条5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続(b)(ii)及び(c)並びに(f)の規定に係るものを除く。)は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(iii) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(d) (i) 事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局

による更なる検討は、行われぬ。

(ii) 事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によつて当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかったものとする。

(e) 条約第二十四条及びこの3の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(i)又は(ii)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。

(i) 両締約国の権限のある当局が、条約第二十四条2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(iii) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f) 各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会

の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(g) 条約第二十四条5及びこの3の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年十二月二十六日にエレバンで、ひとしく正文である日本語、アルメニア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
青木 豊

アルメニア共和国のために
ヴァーヘ・ホヴァニシヤン

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、昭和六十一年に効力を生じたソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の現行の租税条約(以下「現行条約」という。)の内容をアルメニア政府との間で改正するため、令和六年十月から交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達したため、同年十二月二十六日にエレバンにおいて、本条約の署名が行われた。

本条約は、現行条約を全面的に改正し、新たな

条約として合意するもので、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方税法及び住民税とし、アルメニアについては利得税及び所得税とすること。

2 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び当該恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

3 配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること。

4 本条約の規定による課税によつて生ずる二重課税を居住地国において除去すること。

5 本条約の規定に適合しない課税については、権限のある当局に対して申立てをすること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行つて解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること。

6 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

7 本条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定

の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、アルメニアが我が国以外の国又は地域との間で本条約よりも低い税率又は租税の免除を含む協定を締結する場合には、我が国からの要請に基づいて交渉を開始すること等を規定している。

本条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めることである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とアルメニアとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和七年四月九日
外務委員長 堀内 詔子
衆議院議長 額賀福志郎殿

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和七年二月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の規定に基づき交渉を行い、日本国とインドネシア共和国との間において、物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等の幅広い分野においてルールを一層整備することを通じ、更なる経済関係の強化を図るため、令和六年八月八日に東京及びジャカルタで、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとした。したがって、この案件を提出する理由である。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書

前文

日本国及びインドネシア共和国(以下「両締約国」という。)は、

二千七年八月二十日にジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下「協定」という。)第百五十一条の規定に従つて協定の一般的な見直しを行い、協定が、現在の進展に対応するに当たり事業にとつて引き続き妥当であることを確保するため、特に、物品の貿易、サービスの貿易、自然人

の移動、知的財産及び政府調達の分野において協定を改善する必要があることを認識し、

変化する国際的な事業慣行及び貿易慣行並びに両締約国間の電子商取引の一層の重要性を考慮に入れて協定の近代化を図ることを希望し、協定第百五十二条の規定に従って協定を改正するための議定書を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

協定の目次をこの議定書の附属書Aに掲げる新たな目次に改める。

第二条

協定第二条1中(g)を(i)とし、(f)の次に次の(g)及び(h)を加える。

(g) 「議定書とは、二千二十四年八月八日に東京及びジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書をいう。

(h) 「貿易関連知的所有権協定とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

第三条

協定第十一条1から4までを次のように改める。

1 次章から第五章まで、第七章のA及び第八章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含ま

れること及び同条(g)の規定が有限天然資源(生物資源であるかどうかを問わない。)の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2 第五章から第七章のAまでの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(その注を含む。)の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 両締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

3 この協定のいかなる規定も、次のいずれかの事項を定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中核的な公共基盤を防護するためにとる措置

注釈 中核的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを

問わない。

(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

4 一方の締約国は、1から3までのいずれかの規定に従って、第五章の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該措置をとる前に、又はその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

第四条

協定第二十六条(b)を次のように改める。

(b) この章の規定に関連する問題(統一システムの改正を反映するために各締約国の関税率表を更新する措置を含む。)について討議すること。

注釈 両締約国は、各締約国が統一システムの改正の後に附属書一の表に定める関税の譲許を実質的に変更することなく自国の関税率表の更新を行うこと及び当該更新が第百五十二条に定める改正を構成するものでないことを了解する。

第五条

協定第九十五条3の次に次の4から7までを加える。

4 一方の締約国は、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請であつて、第九十二条の規定の対象となる他方の締約国の自然人である申請者又は当該申請者の雇用者から受理したものの処理を、不当に遅滞することなく行う。

5 締約国の権限のある当局は、入国の許可及び一時的な滞在の許可についての申請を処理するために追加の情報を得る必要がある場合において、適当なときは、不当に遅滞することなく申請者に通知するよう努める。

6 各締約国は、要請があつた場合には、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請を受理した後合理的な期間内に、申請者に対して次の事項を通知する。

(a) 申請の受理

(b) 申請の処理状況

(c) 申請に関する決定(当該申請を承認する場合)には、滞在の期間その他の条件を含む。

7 各締約国は、入国及び一時的な滞在又は一時的な滞在に係る期間の更新に関し、自国の法令に従い、要件(必要とされる書類を含む。)を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するよう努める。

協定第七章の次に次の一章を加える。

第六章

第七章のA 電子商取引

第九十六条のA 適用範囲

1 この章の規定は、電子商取引に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この章の規定は、政府調達については、適用しない。

3 この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該他の章の規定が優先する。

第九十六条のB 定義

(a) 「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存する

ためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。 (b) 「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。ただし、対象者には、附属書七第一節2(a)(ii)及び(ii)に定義する「金融サービス提供者」及び「公的機関」を含まず、また、金融機関を含まない。 (i) 一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の第五十八条(f)に定義する「投資財産」 (ii) 第五十八条(h)に定義する「他方の締約国の投資家」 (iii) いずれかの締約国の第七十七条(q)に定義する「サービス提供者」 (c) 「措置」とは、あらゆる措置(法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいづれの形式であるかを問わない。)をいう。 (d) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報(データを含む。)をいう。 第九十六条のC オンラインの消費者の保護 1 両締約国は、消費者が電子商取引を行うに当たり、当該消費者を詐欺的な又は誤認させる行為から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。 2 この条の規定の適用上、詐欺的な又は誤認させる行為とは、消費者に実害をもたらす詐欺的な若しくは誤認させる行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的な若しくは誤認させる行為をいい、次の行為を含む。 (a) 重要な事実に関して誤った表示(その暗示を含む。)を行う行為であって、誤認した	消費者の経済的利益に重大な損失をもたらすもの (b) 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為 (c) 消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引落としを行う行為 3 各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為から当該消費者を保護することを定める国内法令を採用し、又は維持する。 4 両締約国は、消費者の保護を強化するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。 第九十六条のD 個人情報の保護 1 両締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護することの経済的及び社会的な利益並びに当該個人情報を保護することの電子商取引における消費者の信頼の向上に対する貢献を認める。 2 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法令を採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護のための法令を制定するに当たり、関係する国際的な機関又は団体の国際的な基準、原則、指針及び規準を考慮する。 3 各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、差別的でない慣行を採用するよう努める。	4 各締約国は、自国が電子商取引の利用者に提供する個人情報の保護に関する情報を公表すべきである。当該個人情報の保護に関する情報には、次の方法に関するものを含める。 (a) 個人が救済を得ることができる方法 (b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法 5 各締約国は、個人情報を保護するために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認識し、このような異なる制度の間の一貫性を促進する協力の発展を奨励すべきである。当該協力には、規制の結果の承認(一方的に与えるものか相互の取決めによるものかを問わない)又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、両締約国は、その区域内における当該協力に関する情報を交換するよう努め、及び当該協力又は両締約国間で一貫性を促進する他の適当な取決めに拡大するための方法を探索する。 第九十六条のE 国内規制の枠組み 各締約国は、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法、二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約その他の電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持する。 第九十六条のF 国境を越える情報の流通 1 両締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。 2 いずれの締約国も、情報(個人情報を含む)	む。)の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。 注釈 この2の規定の適用上、インドネシアは、電子的なシステム及び取引の運用に関する政令(二千九百九十九年政令第七十一号)又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従って、政府機関又は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のために及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができる。 3 この条のいかなる規定も、2の規定に適合しない措置であって、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。 (a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別的手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないことを条件とする。 (b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。 4 2の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置(当該情報の収集に関連する措置を含む。)については、適用しない。
---	---	--	---

第九十六条のG コンピュータ関連設備の設置

1 両締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の規制上の要件(通信の安全及び秘密を確保することを追求する旨の要件を含む。)を課することができることを認識する。

2 いずれの締約国も、自国の区域内において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域内においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

注釈 この2の規定の適用上、インドネシアは、電子的なシステム及び取引の運用に関する政令(二十十九年政令第七十一号)又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従って、政府機関又は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のために及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができる。

3 この条のいかなる規定も、2の規定に適合しない措置であつて、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は

設置に制限を課するものでないことを条件とする。

(b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。

4 2の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置(当該情報の収集に関連する措置を含む。)については、適用しない。

第九十六条のH ソース・コード

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない。

2 この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であつて、一方の締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上に他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスに制限を課するものでないことを条件とする。

(b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。

3 この条のいかなる規定も、次のことを妨げるものではない。

(a) 商業的に交渉された契約においてソース・コードの提供に関する条件を含めること又は当該条件を履行すること。

(b) 締約国が、ソフトウェアをこの協定の規定に反しない法令に適合させるために必要とされる当該ソフトウェアのソース・コードの修正を要求すること。

4 2(b)の規定に該当する措置は、第十四章の規定による紛争解決の対象とならない。

第九十六条のI 協力

1 両締約国は、適当な場合には、次のことのために協力する。

(a) 中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること。

(b) 両締約国が自国の電子商取引のための法的枠組みを実施し、又は強化することに資する両締約国間の対象を特定した協力のための分野(研究活動及び訓練活動、能力開発、技術援助の供与等)を特定すること。

(c) 電子商取引の発展及び利用に関連する課題に対処するに当たり、情報、経験及び最良の慣行を共有すること。

(d) 産業界に対し、電子商取引の利用を促進するために説明責任及び消費者の信頼を向上させる手法又は慣行を生み出すよう奨励すること。

(e) 電子商取引の発展を促進するために地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。

2 両締約国は、国際的な場において追求される協力に係る既存の自発的活動を基礎とし、かつ、これと重複しない形態の協力を行うよう努める。

第七条

協定第百六条3(c)の次に次の(d)を加える。

(d) 千九百九十九年七月二日の意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

第八条

協定第百十二条7の次に次の8を加える。

8 各締約国は、特許出願が自国の国語に翻訳される場合には、特許出願人又は特許権者が、自国の法令に従って特許を十分かつ効果的に取得し、及び行使することを確保するため、審査の決定前及び特許の付与後の合理的な期間、当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正することができることを定める。

注釈 この8の規定は、当該特許出願が、

自国の国語以外の言語で行われ、かつ、その後自国の国語に翻訳された場合又は当該特許出願が、自国の国語以外の言語で記載された一若しくは二以上の先の出願であつて優先権の主張の基礎となるものに基づき自国の国語に翻訳され、かつ、自国の国語で行われた場合について適用する。

第九条

協定第百十三条を次のように改める。

1 同条1に第三段として次のように加える。

各締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、その保護が及んでいないことを定める。

2 同条5の次に次の6及び7を加える。

6 各締約国は、意匠登録出願人が、意匠に関する行政当局に対し当該意匠登録出願人が指定する期間(自国の法令に定める期間を超えないものとする。)中に当該意匠を公開しないよう請求することができることを定める。

7 各締約国は、1及び3の規定に基づいて構成部品(構成部品が複合製品の元の外観を回

復するための修理を目的として使用されるか否かを問わない。)に意匠の保護を与えることを確保する。ただし、当該構成部品の意匠が登録されている場合に限る。

第十條

協定第一百四條の次に次の一条を加える。

第一百四條のA 地理的表示

1 各締約国は、自国の法令に従って地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保する。

2 この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合に、当該商品が締約国の区域又はその区域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

3 両締約国は、地理的表示に関し、貿易関連知的所有権協定第二十三條の規定の適用を妨げることなく、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a) 商品の特定又は提示において、商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、問題となつている商品が真正の原産地以外の地理的區域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段を使用すること。

(b) 千八百八十三年三月二十日にパリで署名された工業所有権の保護に関するパリ条約(その改正を含む)第十條の二に規定する不正競争行為を構成する形で使用すること。

4 各締約国は、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用され

る場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、利害関係を有する者に対し、少なくとももぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料及び農産品を特定する地理的表示が当該地理的表示によつて表示されている場所を原産地としなない同一又は同種の商品に使用されることを自国の区域内において防止するための法的手段を確保する。

注釈1 各締約国は、この4に規定する義務に関し、第二百十條の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

注釈2 この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「アルコール飲料」とは、一パーセント以上のアルコールを含有する飲料をいう。

注釈3 この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「農産品」とは、農林水産品及び食料品(アルコール飲料を除く。)をいう。

注釈4 この4の規定の適用上、「同種の商品」とは、締約国の制度において保護されている地理的表示に係る商品に関連して、当該締約国において登録されている地理的表示に係る商品と同一の分類の商品に該当する商品を用いる。

5 両締約国は、地理的表示の相互承認に関する協定を締結するよう努める。

6 両締約国は、自国の地理的表示の保護に関する情報(対象となる制度、手続及び商品に関する情報を含む。)を交換することができる。

第十一條

協定第一百七條を次のように改める。

同条3(d)の次に次の(e)を加える。

1 (e) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

2 同条4(c)中「同一若しくは」を削る。

第十二條

協定第一百九條を次のように改める。

第一百九條 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入され、又は輸出されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、行政上又は司法上の権限のある当局に対し、当該不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう申立てを提出することができる手続を採用する。各締約国は、当該申立てが二回以上の輸送に適用されることを定める。

注釈 締約国は、権利者が自己の有効な商標権又は著作権を自国の税関当局に登録することができる記録制度を定めることにより、この1、3及び4に定める義務を履行することができる。

2 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の税関当局が、不正商標商品若しくは著作権侵害物品の疑いのある物品を留置し、又は当該物品の解放を停止した場合には、自国の税関当局が、権利者に対し、当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は

名称及び住所、物品に関する記述、物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について通知する権限を有することを定める。

3 各締約国は、輸入貨物及び輸出貨物に関し、自国の税関当局が不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する。

4 各締約国は、権利者が、自国の税関当局に対し、この条に定める国境措置の実施に資することのある情報を合理的な期間内に提供することができることを確保する。

5 各締約国は、1及び3に定める手続の開始の後合理的な期間内に、不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを自国の行政上又は司法上の権限のある当局が認定することができる手続を採用し、又は維持する。

6 各締約国は、自国の権限のある当局が不正商標商品又は著作権侵害物品であると認定した物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

注釈 この6の規定の適用上、「権限のある当局」には、司法当局を含めることができる。

7 各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連して、申立てに係る手数料、商

品保管料又は廃棄費用を決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を妨げる額に設定されてはならないことを定める。

第十三条

協定第二百二十条を次のように改める。

1 同条中2を3とする。

2 同条中1を削り、同条に次の1及び2を加える。

1 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害活動を行っていることを知っていた又は知ることができると合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。

2 締約国の司法当局は、1に規定する損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価値の評価(侵害の対象となった物品又はサービスの価値であつて市場価格によつて評価されるものを含めることができる。)を考慮する権限を有する。

第十四条

協定第二百二十一条を同条1とし、同条に次の2を加える。

2 各締約国は、1に定める犯罪に関し、自国の司法当局が不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の生産において使用される材料及び道具の没収又は廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の材料及び道具の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われるこ

とを確保する。

第十五条

協定第十章中第二百二十四条の前に次の三条を加える。

第二百二十三条のA 原則

1 各締約国は、両締約国の経済成長を増進させるためにビジネス環境を一層改善するに当たつて政府調達が重要であることを認識して、次のことを行うよう努める。

(a) 政府調達に関する措置の透明性を高めること。

(b) 政府調達に関する措置を客観的かつ効果的な方法で実施すること。

2 調達機関は、次の(a)及び(b)の要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により政府調達を実施する。

(a) 利益相反を回避すること。

(b) 腐敗した慣行を防止すること。

第二百二十三条のB 調達に関する情報
各締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び行政上の手続であつて自国の政府調達に係るもの並びにこれらの修正を、公衆に広く周知され、かつ、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面において、速やかに公表する。

第二百二十三条のC 新たな交渉

一方の締約国は、議定書の効力発生の後に自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与える。

第十六条

協定第二百二十四条を次のように改める。

1 同条2を次のように改める。

2 各締約国は、この章の規定に関する全ての

事項について両締約国間の連絡、情報の交換、協力及び協議を円滑にするため、連絡部局を指定する。

2 同条2の次に次の3を加える。

3 一方の締約国は、議定書の効力発生の日に、他方の締約国に対し、2に規定する自国の連絡部局を通報する。一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の連絡部局の変更を通報する。

第十七条

協定第二百二十四条の次に次の一条を加える。

第二百二十四条のA 協力

両締約国は、相互に合意する条件に従い、政府調達市場へのアクセスの機会を増大させることを目的として、それぞれの政府調達の制度に関する理解を高めるために協力する。

第十八条

協定第二百二十五条2中「前条2に規定する自国の政府当局によつて」を「第二百二十四条2に規定する自国の連絡部局によつて」に改める。

第十九条

協定第二百五十条を次のように改める。
第二百五十条 附属書、付録及び注釈
この協定の附属書及び付録並びにこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十条

協定第二百五十二条3を次のように改める。

3 2の規定にかかわらず、改正が次に掲げる附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

(a) 附属書一(改正が、統一システムの改正に伴う改正であつて、同附属書の規定に従つて一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わな

いものに限る。)

(b) 附属書二

(c) 附属書三

第二十一条

協定附属書一をこの議定書の附属書B及びその付録に定めるところにより改める。

第二十二条

協定附属書八をこの議定書の附属書Cに定めるところにより改める。

第二十三条

協定附属書九をこの議定書の附属書Dに定めるところにより改める。

第二十四条

協定附属書十をこの議定書の附属書Eに定めるところにより改める。

第二十五条

この議定書の附属書及びその付録は、この議定書の不可分の一部を成す。

第二十六条

1 この議定書は、この議定書の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年八月八日に東京及びジャカルタで、英語、日本語及びインドネシア語により本書二通を作成した。ただし、附属書B第三編及び附属書C第二編については、英語及びインドネシア語により本書二通を作成した。この議定書は、全

ての言語の本文をひとしく正文とする。日本語及びインドネシア語の本文は、この議定書についての参考のために作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

上川 陽子外務大臣

インドネシア共和国のために

ズルキフリ・ハッサン商業大臣

附属書A 協定の目次の改正

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 公衆による意見提出の手段

第五条 行政上の措置に関連する手続

第六条 審査及び上訴

第七条 行政指導

第八条 腐敗行為及び贈収賄の防止に関する措置

第九条 秘密の情報

第十条 租税

第十一条 一般的例外及び安全保障のための例外

第十二条 他の協定との関係

第十三条 実施取極

第十四条 合同委員会

第十五条 小委員会

第十六条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十七条 定義

第十八条 物品の分類

第十九条 内国民待遇

第二十条 関税の撤廃

第二十一条 関税上の評価

第二十二条 輸出補助金

第二十三条 非関税措置

第二十四条 二国間セーフガード措置

第二十五条 国際収支の擁護のための制限

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

第二十七条 物品の貿易のための運用上の手続規則

第三章 原産地規則

第二十八条 定義

第二十九条 原産品

第三十条 累積

第三十一条 僅少の非原産材料

第三十二条 原産資格を与えることとならない作業

第三十三条 積送基準

第三十四条 組み立ててないか又は分解してある製品

第三十五条 代替性のある製品及び材料

第三十六条 間接材料

第三十七条 附属品、予備部品及び工具

第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器

第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

第四十条 関税上の特惠待遇の要求

第四十一条 原産地証明書

第四十二条 輸出に関する義務

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

第四十五条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

第四十六条 秘密性

第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

第四十八条 雑則

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

第五十条 原産地規則のための運用上の手続規則

第四章 税関手続

第五十一条 適用範囲

第五十二条 定義

第五十三条 透明性

第五十四条 通関

第五十五条 協力及び情報の交換

第五十六条 税関手続に関する小委員会

第五十七章 投資

第五十七条 適用範囲

第五十八条 定義

第五十九条 内国民待遇

第六十条 最恵国待遇

第六十一条 一般的待遇

第六十二条 裁判所の裁判を受ける権利

第六十三条 特定措置の履行要求の禁止

第六十四条 留保及び例外

第六十五条 収用及び補償

第六十六条 争乱からの保護

第六十七条 資金の移転

第六十八条 代位

第六十九条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第七十条 一時的なセーフガード措置

第七十一条 信用秩序の維持のための措置

第七十二条 利益の否認

第七十三条 収用を構成する租税に係る課税措置

第七十四条 環境に関する措置

第七十五条 投資に関する小委員会

第六章 サービスの貿易

第七十六条 適用範囲

第七十七条 定義

第七十八条 市場アクセス

第七十九条 内国民待遇

第八十条 追加的な約束

第八十一条 特定の約束に係る表

第八十二条 最恵国待遇

第八十三条 許可、免許又は資格

第八十四条 相互承認

第八十五条 透明性

第八十六条 独占及び排他的なサービス提供者

第八十七条 支払及び資金の移転

第八十八条 国際収支の擁護のための制限

第八十九条 セーフガード措置

第九十条 利益の否認

第九十一条 サービスの貿易に関する小委員会

会

第七章 自然人の移動

第九十二条 適用範囲

第九十三条 定義

第九十四条 特定の約束

第九十五条 要件及び手続

第九十六条 自然人の移動に関する小委員会

第七章のA 電子商取引

第九十六条のA 適用範囲

第九十六条のB 定義

第九十六条のC オンラインの消費者の保護

第九十六条のD 個人情報保護

第九十六条のE 国内規制の枠組み

第九十六条のF 国境を越える情報の流通

第九十六条のG コンピュータ関連設備の設置

第九十六条のH ソース・コード

第九十六条のI 協力

第八章 エネルギー及び鉱物資源

第九十七条 定義

第九十八条 投資の促進及び円滑化 第九十九条 輸入及び輸出の制限 第一百条 輸出許可手続及びその運用 第一百一条 エネルギー・鉱物資源規制措置 第一百二条 環境上の側面 第一百三条 地域社会の開発 第一百四条 協力 第一百五条 エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会	第十一章 競争 第二百二十六条 反競争的行為に対する取組による競争の促進 第二百二十七条 競争の促進に関する協力 第二百二十八条 無差別待遇 第二百二十九条 手続の公正な実施 第二百三十条 第九条2の規定の不適用 第十二章 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進 第二百三十一条 基本原則 第二百三十二条 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会 第二百三十三条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所	第一百五十二条 改正 第一百五十三条 効力発生 第一百五十四条 終了 附属書一(第二章関係) 第二十条に関する表 付録A 附属書一第二編第一節7の規定に関する証明書 附属書二(第三章関係) 品目別規則 附属書三(第三章関係) 原産地証明書の必要の記載事項 附属書四(第五章関係) 第六十四条1(a)に規定する措置に関する留保 附属書五(第五章関係) 第六十四条3に規定する措置に関する留保 附属書六(第五章関係) 第六十九条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定 附属書七(第六章関係) 金融サービス 附属書八(第六章関係) 第八十一条に関する特定の約束に係る表 附属書九(第六章関係) 第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表 附属書十(第七章関係) 自然人の移動に関する特定の約束 附属書十一(第八章関係) エネルギー・鉱物資源物品の表 附属書十二(第八章関係) 第九十八条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定	附属書B 協定附属書一(第二章関係)(第二十条に関する表)の改正 第一編 一般的注釈 第B一条 協定附属書一第一編1を次のように改める。 1 同編1の柱書き中「次編第二節及び第三編第二節」を「次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節」に改める。 2 同編1(h)中「日本国」を削る。 3 同編1中(i)を(r)とし、(i)の次に次の(j)から(q)までを加える。 (j) 表の4欄に「E0」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日に撤廃する。 (k) 表の4欄に「E3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。 (l) 表の4欄に「E5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。 (m) 表の4欄に「E7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。 (n) 表の4欄に「E10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
第九章 知的財産 第二百六条 一般規定 第二百七条 定義 第二百八条 内国民待遇及び最恵国待遇 第二百九条 手続事項 第三百条 透明性 第三百一条 知的財産の保護の啓発の促進 第三百二条 特許 第三百三条 意匠 第三百四条 商標 第三百五条のA 地理的表示 第三百六条 著作権及び関連する権利 第三百七条 植物の新品種 第三百八条 不正競争行為 第三百九条 開示されていない情報の保護 第一百九条 国境措置に係る権利行使 第二百条 民事上の救済に係る権利行使 第二百一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第二百二条 協力 第二百三条 知的財産に関する小委員会 第十章 政府調達 第二百三条のA 原則 第二百三条のB 調達に関する情報 第二百三条のC 新たな交渉 第二百四条 情報の交換 第二百四条のA 協力 第二百五条 政府調達に関する小委員会	第十三章 協力 第三百三十四条 基本原則 第三百三十五条 協力の範囲及び形態 第三百三十六条 協力の費用 第三百三十七条 協力に関する小委員会 第十四章 紛争解決 第三百三十八条 適用範囲 第三百三十九条 一般原則 第三百四十条 協議 第三百四十一条 あっせん、調停又は仲介 第三百四十二条 仲裁裁判所の設置 第三百四十三条 仲裁裁判所の任務 第三百四十四条 仲裁裁判手続 第三百四十五条 仲裁裁判手続の停止及び終了 第三百四十六条 裁定の実施 第三百四十七条 期間の変更 第三百四十八条 費用 第十五章 最終規定 第三百四十九条 目次及び見出し 第三百五十条 附属書、付録及び注釈 第三百五十一条 一般的な見直し		

(o) 表の4欄に「E15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。 (p) 表の4欄に「D2」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの二回の毎年均等な引下げにより、二パーセント削減する。 (q) 表の4欄に「D5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの五回の毎年均等な引下げにより、五パーセント削減する。 第B二条 協定附属書一第一編中3を削り、2の次に次の3から3Bまでを加える。 3 次編第二節及び第三編第二節における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編第三節及び第三編第三節における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。 3 A 次編第三節に規定する日本国の表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であって同編第二節に規定する日本国の表に定めるものに優先する。 3 B 第三編第三節に規定するインドネシアの表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であって同編第二節に規定するインドネシアの表に定めるものに優先する。 第B三条 協定附属書一第一編4中「次編第二節及び第三	編第二節を「次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節」に改める。 第B四条 協定附属書一第一編5中(a)及び(b)を削り、次の(a)から(c)までを加える。 (a) 1(a)から(g)までの規定の適用上、一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。 (b) 1(h)及び(i)から(q)までの規定の適用上、一年目の引下げは、議定書の効力発生の日に行う。 (c) その後の毎年の引下げは、この編(当該引下げが日本国の表に関するものである場合に限る。)及び次編については毎年四月一日に行い、この編(当該引下げがインドネシアの表に関するものである場合に限る。)及び第三編については毎年一月一日に行う。 第B五条 協定附属書一第一編6を次のように改める。 6 この編及び次編の規定(この編の規定については日本国の表について適用される場合に限る。)の適用上、「年」とは、 (a) 一年目については、次の期間をいう。 (i) この編の1(a)から(g)まで及び5(a)並びに次編第一節1、4及び5並びに第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日まで	第B六条 協定附属書一第一編7を次のように改める。 7 この編及び第三編の規定(この編の規定についてはインドネシアの表について適用される場合に限る。)の適用上、「年」とは、 (a) 一年目については、次の期間をいう。 (i) この編の1(a)から(g)まで及び5(a)並びに第三編第一節(2A及び15Aの規定を除く。)及び第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間 (ii) この編の1(h)、(i)、(p)及び(q)、5(b)並びに8並びに第三編第一節2A及び15A並びに第三節の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間 (b) その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。 第B七条 協定附属書一第一編8を次のように改める。 8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、次編第一節及び第三編第一節に定める一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。第一段の規定にかかわらず、次編第一節に定める合計割当数量に関しては、第一段の規定に従って減ぜられた合計割当数量が一年目において議定書の効力発生の前に既に適用されている合計割当数量を下回る場合には、当該既に適用されている合計割当数量を一年目の合計割当数量とする。この8の規定の適用上、次編第一節及び第三編第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。))。	第二編 日本国の表 第B八条 協定附属書一第二編第一節を次のように改める。 1 同節柱書き中「1から6まで」を「1から7まで」に、「次節」を「次節及び第三節」に改める。 2 同節2(a)(i)を次のように改める。 (i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年四千メートル・トンとする。 3 同節2(a)(iv)を削る。 4 同節3(a)(i)を次のように改める。 (i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年八百メートル・トンとする。 5 同節3(a)(iv)を削る。 6 同節6(a)(i)を次のように改める。 (i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年三万メートル・トンとする。 7 同節6(a)(iv)を削る。 8 同節6の次に次の7を加える。 7 表の4欄に掲げる区分に従って行われる関税の撤廃は、インドネシア政府がこの附属書の付録Aの規定に従って証明する原産品について適用する。 9 この附属書の付録Aを協定附属書一の付録Aとして協定に加える。 第B九条 協定附属書一第二編を次のように改める。 1 同編第二節の次に次の節を加える。 第三節 前節の表に定める関税に係る約束を修正する日本国の表 2 同編第三節に次の表を加える。
--	---	--	---

1	2	3	4	5
関税率表番号	品 名	基準税率	区分	注釈
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚(生きているものに限る。)			
〇三・〇一	その他の魚(生きているものに限る。)			
〇三〇一・九四のうち	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)			
	養魚用の稚魚以外のもの			
	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)	三・五%	E 5	
	くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)	三・五%	E 5	
〇三〇一・九五のうち	みなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)			
	養魚用の稚魚以外のもの			
〇三〇一・九九のうち	その他のもの	三・五%	E 5	
	養魚用の稚魚以外のもの			
	その他のもの			
	ひらめ(バラリクティス属のもの)	三・五%	E 5	
〇三・〇二	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉を除く。)			
	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)			
〇三〇二・三三	かつお	三・五%	E 5	
〇三〇二・三五のうち	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)			
〇三〇二・三九	くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)			
	その他のもの		E 0	

〇三・〇三	魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のファイルその他の魚肉を除く。)			
	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)			
〇三〇三・四二	きはだまぐろ(トウヌス・アルバカレス)	三・五%	E 5	
〇三〇三・四五のうち	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)			
	くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)			
〇三〇三・四九	その他のもの		E 0	
〇三〇三・八一	その他の魚(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)			
〇三〇三・八九のうち	さめ		E 0	
	その他のもの			
	にしん(カルベア属のもの)、ぶり(セリオウラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめいわし(エトルメウス属のもの)並びにバラクタイタ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)(以外のもの)			
	たちうお	三・五%	E 5	
	その他のもの(ふぐ、めぬけ類(セバステス属のものに限る。)、ぎんだら、きんめだい、あゆ及びくさかりつばだい(プセウドペンタケロス・ウエエレリに限る。))を除く。)			

○三・〇四	さんま(コラビス属のもの。コラビス・サイラを除く。)	三・五%	E 15
	その他のもの		
	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)		
	魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
○三〇四・三一	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	三・五%	E 5
○三〇四・三二	なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)	三・五%	E 5
○三〇四・三九	その他のもの	三・五%	E 5
	その他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
○三〇四・四五	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	三・五%	E 5
○三〇四・四八	えい(がんぎえい科のもの)	三・五%	E 5
○三〇四・四九のうち	その他のもの		

○三〇四・五九のうち	にしん(カルベア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラビス属のもの)以外のもの	三・五%	E 5
	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
	その他のもの		
	にしん(カルベア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラビス属のもの)以外のもの		
	バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)以外のもの		
	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)及びみなまぐろ(トウヌス・マッコイイ)以外のもの		

E 0	
-----	--

〇三・〇五	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	〇三〇五・五二	〇三〇五・五四のうち	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カナナ属のもの)	一〇・五%	E 7	
			〇三〇五・五九のうち	もの、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カランクス属のもの)、すぎ(ラキユケントロン・カナドウム)、まながつお(パムプス属のもの)、さんま(コロラピス・サイラ、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)			
				にしん(クルベア・ハレンダス及びクルベア・パラスイイ)、いわし(サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス・サイラ)以外のもの	一〇・五%	E 7	
				その他のもの			
				さけ科のもの以外のもの			
				にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめいわし(エトルメウス属のもの)以外のもの			
				さんま(コロラピス属のもの)、コロラピス・サイラを除く。			
				その他のもの			
一〇・五%	X	E 15					

魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉				
魚の頭、尾及び浮袋				
浮袋以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				
乾燥したもの				
さけ科のもの以外のもの				
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルスのもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの				
その他のもの				
内臓以外のもの				

〇三〇七・一九のうち	かき その他のもの くん製したもの 貝柱	六・七％	E 3
〇三〇七・二九のうち	スキヤロップ（ペクテン属、クラ ミウス属又はブラコペクテン属の もの。いたや貝を含む。） その他のもの くん製したもの	六・七％	E 3
〇三〇七・三二	い貝（ミユティルス属又はペルナ属 のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び 冷蔵したもの 冷凍したもの その他のもの くん製したもの 貝柱	七・〇％ 七・〇％	E 7 E 5
〇三〇七・三九のうち	クラム、コックル及びアークシエル （ふねがい科、アイスランドがい 科、ざるがい科、ふじのはながい 科、きぬまといがい科、ほかがい 科、ちどりますおがい科、おおのが い科、あさじがい科、きぬたあげま きがい科、まてがい科、しゃこがい 科又はまるすだれがい科のもの） 冷凍したもの 貝柱	六・七％	E 3
〇三〇七・七二のうち	はまぐり その他のもの あさり その他のもの くん製したもの 貝柱	三・五％ 七・〇％	X E 5 E 7
〇三〇七・七九のうち	あわび（ハリオティス属のもの）及び そでばら（ストロムプス属のもの） その他のそでばら（ストロムプス 属のもの）	六・七％	E 3

第八類	〇八・〇三	〇八〇三・一〇のうち	〇八〇三・九〇のうち
食用の果実及びナツト、かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮 バナナ（プランテインを含むものと し、生鮮のもの及び乾燥したものに限 る。） プランテイン 生鮮のもの 毎年四月一日から同年九月三 〇日までに輸入されるもの 毎年一〇月一日から翌年三月 三十一日までに輸入されるもの その他のもの 生鮮のもの 毎年四月一日から同年九月三 〇日までに輸入されるもの 毎年一〇月一日から翌年三月 三十一日までに輸入されるもの	くん製したもの その他のもの（軟体動物の粉、ミール 及びペレット（食用に適するもの に限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び 冷蔵したもの 貝柱 その他のもの しじみ 冷凍したもの 貝柱 その他のもの しじみ その他のもの くん製したもの スキヤロップ（いたやがい 科のもの）及び貝柱	六・四％	E 5
	六・七％	七・〇％	七・〇％
Q	Q	Q	Q
2	2	2	2

〇八・〇四 〇八〇四・三〇のうち	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） パイナップル 生鮮のもの 一個の重量が九〇〇グラム未満のもの（全形のもので皮を除いてないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）		Q	3
第一三類 一三・〇二 一三〇二・一九のうち	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシククナー（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス その他のもの 飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの以外のもの	一六・五%	E 15	
第一五類 一五・一二 一五一二・一一のうち	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物 粗油 酸価が〇・六を超えるもの			

第一六類 一六・〇二 一六〇二・二〇のうち	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血 動物の肝臓のもの 牛又は豚のもの以外のもの 気密容器入りのもの 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） さけ 気密容器入りのもの まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお かつお（気密容器入りのものに限る。） その他のもの かつお節 まぐろ（気密容器入りのものに限る。） その他のもの 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） かに 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）以外のもの	一キログラムにつき八円五〇銭 一キログラムにつき一〇円四〇銭	E 15	
一六・〇四 一六〇四・一一のうち	サフラワー油 その他のもの ひまわり油	三・〇%	E 15	
一六〇五・一〇のうち	九・六%	E 7	E 7	7

第一九類 一九・〇五 一九〇五・二〇	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。) 及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 ジンジャーブレッドその他これに類する物品	九・〇%	E 15
第二〇類 二〇・〇一 二〇〇一・九〇のうち 二〇・〇四 二〇〇四・九〇のうち 二〇・〇七	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナット その他植物の食用の部分 その他のもの 砂糖を加えたもの以外のもの その他のもの しょうが 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。) その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの スィートコーン以外のもの ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト(加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) その他のもの	九・〇%	E 10
二〇〇七・九二のうち 二〇〇七・九九のうち 二〇〇八 二〇〇八・三〇のうち	かんきつ類の果実 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード 砂糖を加えたもの ジャム フルーツゼリー及びマーマレード フルーツピューレー及びフルーツペースト 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの ジャム及びフルーツゼリー以外のもの 砂糖を加えたもの フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの その他のもの その他のもの フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの 果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) かんきつ類の果実 砂糖を加えたもの以外のもの パルプ状のもの その他のもの(混合したもの(第二〇〇八・一九号のものを除く。)を含む。)	一六・八% 一六・八% 一六・八% 三四・〇% 二一・三% 三四・〇% 二一・三% 二一・三%	E 10 E 10 E 10 E 15 E 10 E 15 E 15

二〇〇九・八九のうち	その他の果実又は野菜のジュース (二以上の果実又は野菜から得たものを除く) その他のもの 果汁及び野菜ジュース以外のもの 砂糖を加えたもの 混合ジュース 果汁を主成分とするもの 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む)の含有量が全重量の一〇%を超えるもの	一三・四%	E 10	
二〇〇九・九〇のうち				
第二一類 二一・〇三	その他のもの(野菜ジュースを主成分とするものを除く) 砂糖を加えたもの	一三・四%	E 10	
二一〇三・九〇のうち	各種の調製食料品 ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード その他のもの ソース マヨネーズ フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	二一・八% 一〇・五%	E 7 E 7	
第三二類 二二・〇二	飲料、アルコール及び食酢 水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。)			

二二〇二・一〇のうち	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。) 砂糖を加えたもの その他のもの ノンアルコールビール 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの	一三・四%	E 10	
二二〇二・九一のうち		一三・四%	E 10	
二二〇二・九九のうち		一三・四%	E 10	
二二・〇七	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限り)及び変性アルコール(アルコール分のいかに問わない。) エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限り。) アルコール分が九〇%以上のもの の 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの 酢酸エチルの製造の用に供するもの エチルアミンの製造の用に供するもの			
二二〇七・一〇のうち				
第二九類 二九・〇五	有機化学品 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 その他の多価アルコール Dーグルシトール(ソルビトール)			
二九〇五・四四				

(第三編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

Q	6
---	---

付録A 附属書一第二編第一節7の規定
に關連する証明書

- 1 附属書一第二編第一節7の規定の適用上、関税率表番号第一六〇四・一四号に分類される原産品であつて、同編第三節に規定する日本国の表の5欄に「7」を掲げたものについては、同附属書の規定に基づく関税上の特恵待遇のために品目証明書(輸出締約国によつて発給された品目証明書であつて、当該原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料によつて製造されたことを証明するもの)を添付する。
- 2 輸出締約国の発給当局によつて発給された漁獲証明書は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合には、1に規定する品目証明書として用いられる。
- (a) 産品を特定する詳細の欄に次の情報が含まれること。
- (i) 1に規定する原産品が分類される品名であつて、附属書一第二編第三節に規定する日本国の表の2欄に定めるもの
- (ii) 仕入書の番号及び日付
- (b) 1に規定する原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことを証明すること。
- 3 1に規定する品目証明書については、第二十七條に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に定める細目を適用するものとする。
- 4 (a) 輸入締約国の権限のある当局は、輸出締約国の権限のある当局に対し、1に規定する品目証明書が真正なものであるか又は当該品目証明書に含まれる情報が正確なものであるかについての確認を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、その要請があつた場合には、当該要請の受領の日の後九十日以内に、要請された情報を提供する。

- (b) 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、附属書一及びこの付録の規定に基づく関税上の特恵待遇を与えないことができる。
- (i) 輸出締約国の権限のある当局が、(a)の規定に基づき輸入締約国の権限のある当局からの要請を受領した日の後九十日以内に回答しない場合
- (ii) 輸出締約国の権限のある当局により(a)の規定に従つて提供された情報が、証明書が1に規定する品目証明書であることを判断するのに十分でない場合
- 5 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、議定書の効力発生から五年を経過した後、この付録の規定について見直しを行う。
- 附属書C 協定附属書八(第六章関係)(第八十一条に關する特定の約束に係る表)の改正
- 第一編 日本国の特定の約束に係る表
- 第C一条
- 協定附属書八第一編に規定する日本国の特定の約束に係る表を次のように改める。
- 1 同編注釈中4の次に次の5を加える。
- 5 各分野に共通の約束に規定する条件及び制限は、分野ごとに行う特定の約束における全ての分野について適用する。各分野に共通の約束に規定する条件及び制限と分野ごとに行う特定の約束に規定する条件及び制限とが抵触する場合には、その抵触の限度において、各分野に共通の約束に規定する条件及び制限が優先する。
- 2 同編の分野ごとに行う特定の約束の表の表題を「II 分野ごとに行う特定の約束」に改め、同表の前に次の一表を加える。
- I 各分野に共通の約束

分野		この約束表に掲げる全ての分野	SS/S	追加的な約束
B 銀行サービス その他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)	第七十七條(u)及び(ii)に規定するサービスの提供に關して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十八條から第八十條までの規定及び附属書七の規定に基づき義務を追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。	(1) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(1) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	
		(2) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(2) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	
B 銀行サービス その他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)	第七十七條(u)及び(ii)に規定するサービスの提供に關して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十八條から第八十條までの規定及び附属書七の規定に基づき義務を追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。	(3) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(3) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	
		(4) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(4) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	

3 同編の分野ごとに行う特定の約束の表中「7 金融サービス」の「B 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)」の項を次のように改める。

				(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 (1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。	
		(4) 企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。 (4) 企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。			

(第二編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

附属書D 協定附属書九(第六章関係)(第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表)の改正

協定附属書九第一編に規定する日本国の表中海上貨物利用運送サービスの分野の項の前に次の項を加える。

全ての分野	日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	無期限	日本国の領土保全及び安全保障を確保する必要がある。
-------	-------------------------------------	-----	---------------------------

附属書E 協定附属書十(第七章関係)(自然人の移動に関する特定の約束)の改正

第一編 日本国の特定の約束

第一条 日本国の特定の約束

協定附属書十第一編第二節を次のように改める。

1 同節1の柱書き中「一年間又は三年間」を「五年までの期間」に改める。

2 同節1(c)中(iv)及び(v)を削り、(iii)の次に次の(iv)を加える。

(iv) 物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの。

3 同節2中「1(c)(iv)及び(v)」を「1(c)(iv)」に改める。

第二編

協定附属書十第一編第三節及び第四節の柱書き中「二年間又は三年間」を「五年までの期間」に改める。

第三編

協定附属書十第一編第五節を次のように改める。

1 同節1を次のように改める。

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に該当する業務活動(日本国の出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの)に従事しようとするインドネシアの自然人については、五年までの期間(この期間は、更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(b) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動

同節2中「1(a)及び(b)」を「1(a)」に改める。

第二編

協定附属書十第一編第六節を次のように改める。

1 同節1の柱書き中「(d)まで」を「(g)まで」に、「二回」を「四回」に改める。

2 同節1(a)中「修了証書Ⅲ」の下に「若しくはそれ以上の学位」を加える。

3 同節1中(c)及び(d)をそれぞれ(e)及び(f)とする。

4 同節1(b)の次に次の(c)及び(d)を加える。

(c) インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了した者であること。

(d) 自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

5 同節1の新たな(f)(i)中「六箇月間」の下に「(両締約国が別段の合意をする場合を除く。)」を加える。

6 同節1の新たな(f)の次に次の(g)を加える。

(g) 三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)から(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。

7 同節1の注釈2中「三回」を「五回」に改める。

8 同節2の柱書き中「(d)まで」を「(g)まで」に、「三回」を「四回」に改める。

9 同節2(a)(ii)中「修了証書Ⅲ」の下に「又はそれ以上の学位」を加える。

10 同節2中(c)及び(d)をそれぞれ(e)及び(f)とする。

11 同節2(b)の次に次の(c)及び(d)を加える。

(c) インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了した者であること。

(d) 自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

12 同節2の新たな(f)(i)中「六箇月間」の下に「(両締約国が別段の合意をする場合を除く。)」を加える。

13 同節2の新たな(f)の次に次の(g)を加える。

(g) 三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)から(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。

14 同節5から7までを次のように改める。

5 日本国は、インドネシアの自然人の言語能力が1(f)(ii)又は2(f)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該インドネシアの自然人について、そ

れぞれ1(c)若しくは(f)(i)又は2(c)若しくは(f)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。

6 日本国政府は、1(c)及び(f)(i)並びに2(c)及び(f)(i)に規定する研修について、様式その他の関連する情報をインドネシア政府に対し通報する。

7 1(f)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び病院、2(f)に規定する「介護福祉士」の監督の下での研修及び介護施設、並びに1(f)、2(f)及び3(b)に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たすものとする。

第二編 インドネシアの特定の約束

第五節

附属書十第二編第四節中「機械技術者、電気技術者などの業務活動」を「インドネシアの関係法令に従って物理学、工学その他の自然科学又は経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する知識を必要とする業務活動」に改める。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、平成二十年七月に発効した経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下「協定」という。)について、インドネシアとの間で、平成二十七年五月以降、協定第一百五十一条の規定に従って協定の一般的な見直しを行い、交渉を行ってきた。その結果、協定を改正する議定書の案文について最終的合

意をみるに至ったので、令和六年八月八日に東京及びジャカルタにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、協定を改め、物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等に関するルール面での改善に関する規定を追加すること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 物品の貿易に関し、日本国は百十四品目について、インドネシアは二十五品目について、関税の撤廃・引下げ等を行うこと。

2 サービスの貿易に関し、インドネシアが市場アクセス及び内国民待遇に係る約束を行う分野に、自己が所有し、又は賃借する不動産(住宅用途及び複合用途高層建築物に限る。)に関するサービス、倉庫サービス及び貨物運送取扱サービスを追加すること。

3 自然人の移動に関し、インドネシアの看護師・介護福祉士候補者に係る日本国における滞在期間の更新回数の上限を引き上げる等、入国及び一時的な滞在に係る約束及び条件を改めること。

4 電子商取引章を追加し、いずれの締約国も、情報(個人情報を含む。)の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には妨げてはならないこと、事業実施条件としてコンピュータ関連設備の利用又は設置を要求してはならないこと、他方の締約国の者が所有するソフトウェア等の輸入、頒布、販売又は利用の条件としてソフトウェアのソース・コードの移転又は開示を要求してはならないこと等を規定すること。

5 知的財産に関し、各締約国は、特許出願が

自国の国語に翻訳される場合において特許出願人等が当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正する機会を確保すること、地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保すること、国境措置として職権により不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止することができる手続を採用すること等の規定を追加すること。

本議定書は、本議定書の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国とインドネシアとの間において経済関係の更なる強化が図られることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和七年四月九日

外務委員長 堀内 詔子
衆議院議長 額賀福志郎殿

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第一条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

「第二章 電子計算機の利用等」
目次中 第二節 情報処理安全確保支援士

第二款 情報処理技術者試験(第二十九条)

画の策定等(第三十条―第五十条)を「第二章 情報士(第六条―第二十八条)を」

処理安全確保支援士等
報処理安全確保支援士(第三十条―第二十五条)に、「第三十条―第三十七条」を「第二十七条―第三十三条」に、「第三十八条―第四十五条」を「第三十四条―第四十一条」に、「第四十六条―第五十条」を「第四十二条―第四十六条」に、「第五十一条―第五十四条」を「第四十七条―第五十六条」に、「第五十五条―第五十八条」を「第五十七條―第六十条」に、「第五章 罰則(第五十九

条―第六十三条)を」
理用半導体の指定等(第六十一条―第六十八

工知能関連技術債(第六十九条―第七十三条)条―第八十一条)に改める。

「第一条中「電子計算機的高度利用及び」を削り、「維持する」の下に「とともにその性能の向上を図る」を加え、「並びに」を「及び」に改める。

「指定高速情報処

理用半導体(第七十六

理用半導体(第七十六

理用半導体(第七十六

第二条第一項中「計数型のものに限る。以下同じ。」を削る。

第二章の章名、同章第一節、同章第二節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第六条中「事業者」を「電子計算機を利用する事業者(以下単に「事業者」という。)」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第二章 情報処理安全確保支援士等

第一節 情報処理安全確保支援士

第七条を第四条とする。

第八条第四号中「第十九条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同条を第五条とする。

第九条第一項中「この款を」この節」に改め、同条を第六条とする。

第十条第一項中「この節及び第三十三条」を「この章及び第三十条」に、「この款及び第五十一条第二項」を「この節及び第四十七条第二項」に改め、同条を第七条とし、第十一条を第八条とし、第十二条から第十六条までを三条ずつ繰り上げる。

第十七条中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に、「第二十一条」を「第十八条」に改め、同条を第十四条とし、第十八条を第十五条とする。

第十九条第一項第一号中「第八条各号」を「第五条各号」に改め、同条第二項中「第二十四条」を「第二十一条」に、「第二十六条」を「第二十三条」に改め、同条を第十六条とし、第二十条を第十七条とし、第二十一条を第十八条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条中「第十九条」を「第十六条」に、「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「登録事務の代行」を付する。

第二十三条第一項中「第十六条」を「第十三条、第十四条、第十五条第一項」に、「第十八条第一項、第二十条及び第二十一条」を「及び第十八条」に改め、同条第二項中「第十条第二項、第十一条及び第十四条」を「第七条第二項、第八条及び第十一条」に、「第二十二条」を「第十九条」に、「第十一条」を「第八条」に改め、同条第四項中「第二十一条」を「第十八条」に改め、同条を第二十条とし、第二十四条を第二十一条とし、第二十五条を第二十二条とする。

第二十六条中「第二十八条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十七条を第二十四条とする。

第二十八条中「この款を」この節」に改め、同条を第二十五条とする。

第二章第二節第二款の款名を削る。

第二十九条第二項中「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第三項中「第十条第二項及び第十一条から第十四条まで」を「第七条第二項及び第八条から第十一条まで」に、「第二十九条第二項」を「第二十六条第二項」に、「第二十一条」を「第八条」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 情報処理技術者試験

第三十条第一項中「この章及び第五十一条第一項第十号において」を削り、第三章中同条を第二十七条とし、第三十一条を第二十八条とし、第三十二条を第二十九条とする。

第三十三条中「第三十一条」を「第二十八条」に、「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十四条を削る。

第三十五条第一項中「認定事業者」を「二十八条の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)」に改め、同項第一号中「第三十一条」を「第二十八条」に改め、同項第二号中「前条」を「

第七十五条第一項」に改め、同項第三号中「第三十一条」を「第二十八条」に、「第三十二条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、第三十六条を第三十二条とする。

第三十七条第一項の表第三条第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十三条とし、第四章第一節中第三十八条を第三十四条とし、第三十九条を第三十五条とする。

第四十条中「助成を」助成等」に改め、同条を第三十六条とし、第四十一条を第三十七条とし、第四十二条を第三十八条とする。

第四十三条第二項中「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「に必要な」を「若しくは同項第十三号及び第十四号に掲げる業務に必要な」に、「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金若しくは第五十三条第一項の第二種信用基金」に改め、同条を第三十九条とし、第四十四条を第四十条とする。

第四十五条第一項ただし書中「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金及び第五十三条第一項の第二種信用基金」に改め、同条を第四十一条とし、第四章第二節中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条までを四条ずつ繰り上げる。

第五十一条第一項中「第四十条」を「第三十六条」に改め、同項第三号中「以下」を「次号において」に改め、「債務」の下に「(第十二号に規定する資金の借入れに係る債務を除く。)」を加え、同項中第十九号を第二十五号とし、第十一号から第十八号までを六号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

十二 情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省

令で定める設備(経済産業省令で定めるその附属設備を含む。)の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

十三 選定事業者(第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者をいう。以下この項において同じ。)が選定実施計画(第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画をいう。)に従って特定取組(第六十三条第一項に規定する特定取組をいう。)を実施するために必要な資金(以下この項及び第五十三条第一項において「取組資金」という。)の出資又は施設若しくは設備(第六十八条第二項の規定により譲り受けたものに限る。)の現物出資を行うこと。

十四 選定事業者が取組資金を調達するために発行する劣後特約付社債(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、経済産業省令で定めるものをいう。)の取得又は選定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、経済産業省令で定めるものをいう。)による取組資金の貸付けを行うこと。

十五 選定事業者が取組資金を調達するために発行する社債又は取組資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

十六 取組資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

第五十一条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

第五十一条第二項中「次条第二号」を「第五十条第二号」に改め、同条第三項中「第一項第七号」を「第一項第八号」に改め、第四章第三節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(出資等業務基準)

第四十八条 機構は、前条第一項第十二号から第十五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務(次条第一項において「出資等業務」という。)を行う場合には、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(特に必要がある場合の経済産業大臣の要求)

第四十九条 経済産業大臣は、出資等業務の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、出資等業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五十二条第一号中「前条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に改め、同条第二号中「前条第一項第六号」を「第四十七条第一項第六号」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十七条第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第五十二条を第五十条とする。

第五十三条第一項中「前条第二号及び第三号」を「前条第二号から第四号まで」に、「第五十一条」を「第四十七条」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十四条の見出しを「(第一種信用基金)」に改め、同条第一項中「第五十一条第一項第三号」を「第四十七条第一項第三号」に、「信用基金を」を「第一種信用基金を」に、「者から信用基金に充てるべきものとして」を「者から」に、「第四十三条第二項」を「第三十九条第二項」に、「政府から信用基金を」を「政府から第一種信用基金」に改め、同条第二項中「信用基金」を「第一種信用基金」に改め、同条を第五十二条とする。

第六十三条第一号中「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第二号中「第五十三条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十八条第一項の規定に違反したとき。

第六十三条に次の一号を加える。

四 第五十四条第一項若しくは第四項又は第五十六条第一項の規定により経済産業大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

第六十三条を第八十一条とする。

第六十二条中「第三十四条」を「第七十五条第一項」に改め、同条を第八十条とする。

第六十一条第一号中「第十九条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二号中「第二十七条」を「第二十四条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第七十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処す

る。

第六十一条を第七十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第六十条中「第四十九条」を「第四十五条」に改め、同条を第七十七条とする。

第五十九条第一項中「第二十五条」を「第二十二條」に改め、同条を第七十六条とする。

第五章を第八章とし、第四章第四節中第五十八条を第六十条とし、同条の次に次の三章を加える。

第五章 指定高速情報処理用半導体の指定等

(指定等)

第六十一条 経済産業大臣は、政令で定める種類ごとに次の各号のいずれにも該当する半導体を指定することができる。

一 極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする半導体であつて、情報処理の高度化のために特に必要なものであること。

二 我が国においてその半導体の生産及び供給が安定的に行われておらず、かつ、行われないうちにある状況にあること。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)をしたときは、その旨を公表するものとする。

(指定の取消し等)

第六十二条 経済産業大臣は、指定を受けた半導体(以下この章において「指定高速情報処理用半導体」という。)が前条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、その指定を

取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(公募の実施に関する指針等)

第六十三条 経済産業大臣は、指定をしたときは、その指定高速情報処理用半導体の生産施設の設置並びに指定高速情報処理用半導体の試作及び需要の開拓その他の指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組(以下「特定取組」という。)を最も適切に実施することができると認められる者を公募により選定するために、公募の実施に関する指針(以下この章において単に「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公募の対象とする指定高速情報処理用半導体(以下この章において「公募対象半導体」という。)

二 公募対象半導体の生産の開始に係る目標

三 公募の参加者の資格に関する基準

四 公募対象半導体に係る特定取組に関する事項

五 公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国、地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項

六 公募を開始する日及び公募の期間

七 選定事業者(特定取組を最も適切に実施することができると認められる者として公募により選定された者をいう。以下同じ。)

八 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

八 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3 経済産業大臣は、前項第五号に掲げる事項を定めるに当たっては、デジタル社会形成基本法第二章に定めるデジタル社会（同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下この項において同じ。）の形成についての基本理念に即して国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策の実施に資するものとなるように配慮するものとする。 4 第二項第六号に規定する期間は、一月を下らない期間を定めるものとする。 5 経済産業大臣は、指針を定めるに当たり必要があるとき、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。 6 経済産業大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 7 前二項の規定は、指針の変更について準用する。	この章において「特定事項」という。）を含む。 三 公募対象半導体の生産の目標及び実施体制 四 前三号に掲げるもののほか、特定取組の実施に關し必要な事項 （選定事業者の選定） 第六十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定により公募に応じた選定事業者となろうとする者から実施計画が提出されたときは、当該実施計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査するものとする。 一 当該実施計画に係る特定取組が指針に照らし適切なものであること。 二 当該実施計画を提出した者が公募対象半導体の生産を行うに足りる技術的な基礎を有すること。 三 当該実施計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。	提出された実施計画に特定事項が記載されている場合において、第三項の規定による選定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、前条第二項第二号の国立研究開発法人の意見を聴くものとする。 6 経済産業大臣は、第三項の規定による選定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、当該選定に係る選定事業者の氏名又は名称及び実施計画の概要を公表するとともに、当該選定をした旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を機構に通知するものとする。 7 経済産業大臣は、特定事項が記載された実施計画を提出した者について第三項の規定による選定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該選定に係る実施計画に記載された事項を前条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。 （実施計画の変更） 第六十六条 選定事業者は、その選定に係る実施計画の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 選定事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 3 経済産業大臣は、第一項の規定による変更の承認の申請があつたときは、その変更後の実施計画が前条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められる場合でなければ、第一項の規定による変更の承認をしてはならない。 4 前条第四項から第七項までの規定は、第一	項の規定による変更の承認について準用する。 （選定の取消し） 第六十七条 経済産業大臣は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。 一 その選定に係る実施計画（前条第一項の規定による変更の承認又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「選定実施計画」という。）に従つて特定取組を実施していないと認めるとき。 二 第七十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 2 経済産業大臣は、選定実施計画が第六十五条第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、選定事業者に対して、当該選定実施計画の変更を指示し、又はその選定を取り消すことができる。 3 経済産業大臣は、前二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表するとともに、機構に通知するものとする。 4 経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画に係る選定事業者について第一項又は第二項の規定による選定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。 （機構による施設の無償譲渡の求め等） 第六十八条 機構は、国立研究開発法人であつて指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれるものとして政令で定めるものに対し、第四十七条第一項第十三号の規定による現物出資
---	---	--	---

を行うため、当該施設又は設備の譲渡を求めることができる。

2 前項の政令で定める国立研究開発法人は、同項の規定による求めがあつたときは、機構に対し、同項の施設又は設備を無償で譲渡することができる。

第六章 先端半導体・人工知能関連技術債

(先端半導体・人工知能関連技術債の発行)

第六十九条 政府は、令和七年度から令和十二年度までの各年度に限り、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずる先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。第三号において同じ。)の利用の促進に関する施策で経済産業大臣が行うものに関する次に掲げる財政上の措置(以下この章において「先端半導体・人工知能関連技術措置」という。)に要する費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができる。

一 選定事業者が選定実施計画に従つて実施する特定取組に関する措置

二 先端的な半導体若しくはその生産に必要な原材料、設備その他の政令で定めるものの生産施設(生産施設に係る設備を含む。)の設置又は先端的な半導体若しくは当該政令で定めるものに係る技術の開発に関する措置(前号に掲げる措置に該当するものを除く。)

三 先端的な電子計算機の導入、人工知能関連技術を活用して官民データ活用推進基本法第二条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に関する措置

四 前三号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置

2 前項に規定する費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による公債(以下この章において「先端半導体・人工知能関連技術債」という。)の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される先端半導体・人工知能関連技術債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

(先端半導体・人工知能関連技術債等の償還)

第七十条 先端半導体・人工知能関連技術債等(先端半導体・人工知能関連技術債及び先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第七十二条第二号において同じ。)をいう。同号において同じ。)については、同条の規定による繰入金により、令和三十二年度までの間に償還するものとする。

(先端半導体・人工知能関連技術措置に係る歳入歳出の経理)

第七十一条 先端半導体・人工知能関連技術措置並びに先端半導体・人工知能関連技術債の発行及び償還に係る歳入歳出は、先端半導

体・人工知能関連技術措置が内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築に資するものとして講ずるものであることを踏まえ、先端半導体・人工知能関連技術措置に関する措置の経理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる先端半導体・人工知能関連技術勘定において経理するものとする。(財政投融资特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ)

第七十二条 次の各号に掲げる費用の財源に充てるため、当該各号に定める期間においては、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に二兆二千億円(株式会社社商工組合中央金庫の株式の処分により生じた収入がある場合には、当該収入に相当する額を二兆二千億円に加算した額)に達するまでの金額を繰り入れることができる。

一 先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用 令和七年度から令和十二年度までの間

二 先端半導体・人工知能関連技術債等の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く)、利子並びに先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの 令和七年度から令和三十二年度までの間

(特別会計に関する法律の適用)

第七十三条 第六十九条第一項の規定により先端半導体・人工知能関連技術債を発行する場合におけるエネルギー対策特別会計について特別会計に関する法律第十六条の規定の適

用については、同条中「融通証券」とあるのは、「公債及び融通証券」とする。

第七章 雑則

(資金の確保)

第七十四条 政府は、情報処理の高度化を図るために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(報告の徴収)

第七十五条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

2 経済産業大臣は、選定事業者に対し、選定実施計画の実施の状況について報告を求めることができる。

第五十七条第一項第二号中「第五十一条第一項第五号、第八号」を「第四十七条第一項第五号」に、「及び第十六号」を「第十号及び第二十二号」に改め、同項第三号中「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十六条第一項中「第五十二条第一号」を「第五十条第一号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に、「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条第二項中「第五十四条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十五条第二項中「第五十一条第一項第一号」を「第四十七条第一項第一号」に、「前条第一項の信用基金」を「第五十二条第一項の第一種信用基金」に改め、同条を第五十七条とする。

第四章第三節に次の四条を加える。

(第二種信用基金)

第五十三条 機構は、第四十七条第一項第十二号に規定する社債及び資金の借入れに係る債務の保証、同項第十五号に規定する社債及び取組資金の借入れに係る債務の保証並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、第三十九条第二項の規定により政府から第二種信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の第二種信用基金に準用する。

(長期借入金及び情報処理推進債券)

第五十四条 機構は、令和七年度から令和十四年度までの間において、第四十七条第一項第十二号から第十六号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は情報処理推進債券(以下この節において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 経済産業大臣は、第一項又は第四項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しな

ければならない。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第五十五条 政府は、令和七年度から令和十四年度までの間において、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第五十六条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第四条の二中「第五十一条を」第四十七条に、「第六十三条第一号を」第八十一条第一号に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第一号中「チを」とし、トをチとし、ハの次に次のように加える。

ト 第九十一条の七の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からの繰入金

第五十三条第二項第二号中「トを」とし、二からハまでを示からトまでとし、ハの次に次のように加える。

二 第六十八条の二の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金

第六十八条の次に次の一条を加える。

(投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ)

第六十八条の二 第八十五条第八号に掲げる措置に要する費用並びに第八十八条第四項第二号への償還金及び利子並びに同号トの諸費の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

第八十五条第一項中「及び原子力損害賠償支援対策」を、「原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策」に改め、同条第三項第一号イ中「の交付」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同条第七項第一号中「第九十一条の四第一項を」第九十一条の六第一項に改め、同条に次の一項を加える。

8 この節において「先端半導体・人工知能関連技術対策」とは、次に掲げる財政上の措置をいう。

一 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第六十九条第一項第一号に掲げる措置として行う独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

二 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第二号に掲げる措置として行う補助(交付金、委託費その他の給付金の交付(前号に掲げる交付金の交付を除く。を含む。))

三 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第三号に掲げる措置として行う補助(交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。))又は独立行政法人情報処理推進機構

に対する出資金の出資で政令で定めるもの

四 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第四号に掲げる措置で政令で定めるもの(第八十八条第四項において「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。)

第八十六条第二項中「又は原子力損害賠償支援勘定を」原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定に改める。

第八十七条中「及び原子力損害賠償支援勘定」を「原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

第八十八条第一項第二号リ中「第九十一条の三第一項を」第九十一条の四第一項に改め、同号中「ネを」とし、又「から」までを「ルから」までとし、リの次に次のように加える。

又 第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金

第八十八条第二項第一号ロ中「第九十一条の三第一項を」第九十一条の四第一項に改め、同条第三項第二号ロ中「第九十一条の四第一項」を「第九十一条の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 一般会計からの繰入金
ロ 第六十八条の二の規定による財政投資特別会計の投資勘定からの繰入金

ハ 第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

二 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定により発行する公債(以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。)の発行収入金
ホ 一時借入金の借換えによる収入金

へ 情報処理の促進に関する法律第五十一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの ト 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金 チ 附属雑収入 二 歳出 イ 第八十五条第八項第一号の出資金及び交付金 ロ 第八十五条第八項第二号の補助金(交付金、委託費その他の給付金を含む。ハにおいて同じ。) ハ 第八十五条第八項第三号の補助金及び出資金 ニ 第九十一条の七の規定による財政投融資特別会計の投資勘定への繰入金 ホ 先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用 ヘ 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子 ト 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費 チ 一時借入金の利子 リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 ヌ 事務取扱費 ル 附属諸費 第九十一条の四を第九十一条の六とする。 第九十一条の三第二項中「第九十一条の三第一項を」第九十一条の四第一項に改め、同条を第九十一条の四とし、同条の次に次の一条を加える。	(エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ) 第九十一条の五 先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。 2 前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金に相当する金額」とする。 第九十一条の二を第九十一条の三とし、第九十一条の次に次の一条を加える。 (一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れの特例) 第九十一条の二 第六条の規定にかかわらず、複数年年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。 第九十二条の前に次の一条を加える。 (先端半導体・人工知能関連技術勘定から財政投融資特別会計の投資勘定への繰入れ) 第九十一条の七 第六十八条の二の規定により	財政投融資特別会計の投資勘定から繰り入れられた繰入金については、後日、先端半導体・人工知能関連技術勘定からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定める金額を限り、財政投融資特別会計の投資勘定に繰り入れることができる。 第九十二条の二第三項中「第九十一条の四第一項を」第九十一条の六第二項に改める。 第九十二条の四の次に次の二条を加える。 (先端半導体・人工知能関連技術債の発行) 第九十二条の五 情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる先端半導体・人工知能関連技術債の発行は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の負担において行うものとする。 (先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ) 第九十二条の六 先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。)及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。 2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、先端半導体・人工知能関連技術勘定から一般会計に繰り入れなければならない。 第九十五条第二項中「及び電源開発促進勘定を」電源開発促進勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定に改める。 附則第十四条中「第八十八条第一項第二号ヨ	及びレ」を「第八十八条第一項第二号タ及びソ」に、「同号ヨ」を「同号タ」に、「同号レ」を「同号ソ」に改める。 附則第十八条の三第一項中「第九十一条の三第一項を」第九十一条の四第一項に改め、同条の次に次の一条を加える。 第十八条の四 令和十六年度以前の各年度の第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の同勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の先端半導体・人工知能関連技術勘定における同項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用について国に返納された金額(返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。)を合算した額を加算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。 2 令和十七年度以降の年度に先端半導体・人工知能関連技術勘定における第九十一条の五第一項の規定に基づくエネルギー需給勘定からの繰入金を財源とする財政上の措置に要する費用について国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があつた年度の翌々年度までに、当該国に返納された金額を、予算で定めるところにより、先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。
--	--	--	---

3 第八十八条第一項の規定によるほか、前二項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金金は、同勘定の歳入とする。 4 第八十八条第四項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の歳出とする。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。 (エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の廃止等) 第二条 エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定は、別に法律で定めるところにより、令和十五年三月三十一日までに廃止するものとする。	請があつた場合には、施行日前においても、新情報処理促進法第四十八条の規定の例により、認可をすることができる。この場合において、当該認可は、施行日以後は、同条第一項の認可とみなす。 (特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特会法」という。)の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。 (権利義務の帰属等に関する経過措置) 第五条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務であつて、令和六年度の一般会計補正予算(第一号)(次項において「令和六年度第一次補正予算」という。)に計上された費用のうち新特会法第八十五条第八項の財政上の措置に該当する措置に要する費用(次項及び次条第一項において「先端半導体・人工知能関連技術費用」という。)に関する権利義務(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。)は、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属するものとする。 2 令和六年度第一次補正予算に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、令和七年度以降、不用となった金額又は国に返納された金額(以下この項において「不用額等」という。)がある場合には、当該不用額等があつた年度の翌々年度までに、当該不用額等(返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金	が付されている場合には、これらの金額を含む。)を、一般会計からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れるものとする。 第六条 この法律の施行の際エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に所属する権利義務であつて、令和六年度の特別会計補正予算(特第1号)に計上された費用のうち先端半導体・人工知能関連技術費用に関する権利義務(財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。)は、政令で定めるところにより、エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属するものとする。 2 前項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属する権利義務に係る収入は、予算で定めるところにより、同勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。 3 新特会法第八十八条第一項の規定によるほか、前項の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。 4 新特会法第八十八条第四項の規定によるほか、第二項の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の歳出とする。 (罰則に関する経過措置) 第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任) 第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置	(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討) 第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (地方税法の一部改正) 第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 附則第九条に次の一項を加える。 26 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日から令和八年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「資本金等の額」とあるのは「資本金等の額から情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日から令和八年六月三十日までの間(次項において「特定期間」という。)に独立行政法人情報処理推進機構から情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第四十七条第一項第十三号に規定する取組資金(次項において「取組資金」という。)として出資を受けた金額に二分の一を乗じて得た金額を控除して得た額」と、同条第二項中「出資金の額」とあるのは「出資金の額から特定期間に独立行政法人情報処理推進機構から取組資金として出資を受けた金額に二分の一を乗じて得た金額を控除して得た額」とする。
--	---	---	--

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条に次の一項を加える。

4 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第六十五条の規定により選定された同法第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者が、資本金の額の増加(合併による資本金の額の増加及び分割による資本金の額の増加を除く。)について登記を受ける場合において、当該資本金の額の増加が、同法第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に登記を受けらるるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第五十一条第一項第三号及び第四号(業務の範囲等)の業務に関する文書の項中「第五十一条第一項第三号」を「第四十七条第一項第三号」に改める。

(登録免許税法及び住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

一 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第三十二号(二十三の二)

二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の八十七の二の項

(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正)

第十四条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「電源開発促進勘定」の下に「において経理するものとし、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策(同条第八項に規定する先端半導体・人工知能関連技術対策に関するものに限る。)に係る歳入歳出は同特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定」を加える。

(重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和七年法律第 号。次条において「整備法」という。)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条のうち情報処理の促進に関する法律第五十一条第二項の改正規定中「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

(整備法の一部改正に伴う調整規定)

第十六条 整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が施行日前である場合には、前条(整備法第五条の改正規定に限る。)の規定は、適用しない。

(経済産業省設置法の一部改正)

第十七条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第六号中「(昭和三十三年法律第百五十号)及び」を「(昭和三十三年法律第百五十号)」、「の規定」を「及び情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の規定」に改める。

理 由

人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講ずるとともに、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、経済産業大臣の指定を受けた半導体(以下「指定高速情報処理用半導体」という。)の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講ずるとともに、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 情報処理の促進に関する法律の一部改正

(一) 指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組について、その実施に必要な資金の出資や施設・設備の現物出資、必要な資金の借入れに関する債務の保証等の支援措置を講ずること。また、これらの支援措置の対象となる者は、公募により選定し、これらの支援措置に関する業務は独立行政法人情報処理推進機構(以

下「機構」という。)が行うものとする。

(二) 機構の業務に、情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備の導入を行うために必要な資金に関する債務を保証することを追加すること。

(三) 機構の業務に、情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ることを追加すること。

(四) 政府は、令和七年度から令和十二年度まで、先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に関する措置に必要な財源について、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができるとし、その償還等に必要なる財源に充てるため、財政投融资特別会計の投資勘定から、エネルギー対策特別会計において2の(一)で創設する勘定へ繰り入れることができるものとすること。

2 特別会計に関する法律の一部改正

(一) エネルギー対策特別会計に、先端半導体・人工知能関連技術対策を追加し、先端半導体・人工知能関連技術勘定を創設した上で、機構に対する出資金等の歳入歳出項目を規定すること。

(二) 先端半導体・人工知能関連技術対策に必要な財源に充てるため、エネルギー需給勘定及び一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰り入れることができるものとすること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

令和七年度エネルギー対策特別会計(先端半導体・人工知能関連技術勘定)に一千億円が計上されている。

右報告する。

令和七年四月九日 経済産業委員長 宮崎 政久

衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 指定高速情報処理用半導体に関する支援対象事業者の選定については、我が国が次世代半導体の生産において競争力を有することができるよう、諸外国における次世代半導体の研究開発や量産に向けた取組等の動向を注視しつつ、関係者や有識者等の意見も踏まえ、適時適切に行うこと。

二 選定事業者への支援に当たっては、その効果が支援を受けた事業者及び関係者に留まらず、我が国の経済安全保障の観点からも重要となる半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとなるよう留意すること。

三 選定事業者による資金確保や顧客開拓等に対し協力を行うなど、選定事業者と連携して実施

計画の着実な実施に努めるとともに、指定高速情報処理用半導体の生産に必要不可欠な製造装置や部素材等の安定的な確保に万全を期すること。

四 独立行政法人情報処理推進機構による選定事業者に対する出資に当たっては、民間との出資のバランスを考慮するなど、選定事業者の自立性確保に十分留意すること。

五 出資の対価として取得する株式については、経営判断の迅速性等にも配慮しつつ、適切なガバナンスが発揮されるような設計とし、重要な経営事項に対して拒否権を有するいわゆる黄金株を保有することも含めて、検討すること。加えて、民間からの資金調達を促進していきつつ、公的資金の回収を図る観点も踏まえ、適正なリターンが確保されるような設計とするように検討すること。

六 選定事業者に対する出資等の支援が多額の国費を用いるものであることに鑑み、選定事業者による実施計画の概要を公表するとともに、実施計画の実施状況、選定事業者による半導体の設計を行うために必要なデータセットの開発及び顧客への提供状況や選定事業者と半導体設計事業者等との提携状況など事業の進捗状況について、政府において責任を持って把握・検証を行い、入手する経営情報に関してはその機密の確保に万全を期し事業者の競争上の地位の毀損がないように配慮しつつ、上場までの間、選定事業者に対する追加支援に必要な予算案の審議に向けて、国会に報告するとともに、公表すること。特に、量産開始までの間は、三月に一回を目処に国会に報告すること。

七 選定事業者による指定高速情報処理用半導体の量産化に対する支援(以下「量産準備支援」という。)は、民間主体で行うことを旨とし、政府は今後の次世代半導体を取り巻く環境等の変化

を十分踏まえ、必要に応じて選定事業者に対し実施計画の変更の指示など、同計画について不断の見直しを行うこと。

八 さらなる量産準備支援の判断については、選定事業者の次世代半導体の試作や量産の状況、選定事業者の民間からの追加投資状況及び販路開拓状況を踏まえること。また、選定事業者による売上げ見込みと、生産・販売・管理コスト等の見積もりから計算される利益によって、これまでと今後の投資、融資などが現実的な期間で回収できないなど事業性が見込めないと判断した場合においては、支援を見直すこと。なお、量産準備支援を行う場合には、選定事業者に対して、財務状況等の国民への情報開示を行うよう指導すること。

九 「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく歳出については、政策効果や必要性を十分見極めた上で、国会での審議や産業構造審議会等での議論を踏まえつつ必要に応じて見直しを行うとともに、毎年、「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に係る予算の執行状況について情報を整理して公表すること。

十 選定事業者に対する国からの支援が巨額に及ぶことを踏まえ、支援のプロセスや資金の流れ等について、高い透明性を確保するとともに、公平かつ公正な運用を徹底すること。また、選定事業者役員等の既存個人株主が将来株式を売却した際に生じる利益について、国費の投入が株式価値の上昇に寄与した点も念頭に、小池淳義参考人から、個人としては寄附や人材育成活動に使っていききたいとの発言があったことも参考に、引き続き、国費の投入について国民の納得が得られるように努めること。

十一 エネルギー対策特別会計に新設する先端半導体・人工知能関連技術勘定における公債「先端半導体・人工知能関連技術債」の発行に当

たつては、将来にわたって国民負担が伴わないよう厳重に対処すること。特に、その償還においても、財政投融资特別会計の投資勘定の財政状況に十分留意すること。

十二 我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状及び、政府におけるこれまでの半導体政策についての十分な検証・評価の結果を踏まえ、今後の中長期的な内外の情勢変化やAI・半導体に係る技術革新の進展等の動向に対応し、我が国半導体産業の復活に向けて、今後のAI・半導体政策の在り方について更なる検討を進めること。

十三 国内におけるデジタル需要の拡大に最大限努めるとともに、国内で製造される半導体の供給において、そのマッチングが図られるような必要な施策を行うこと。

十四 デジタル人材及び特に不足が指摘されているAI・半導体人材の育成や確保については、関係省庁・関係機関、高校・高等専門学校・大学等が連携し、着実に取組を実施すること。また、人材や技術の海外流出防止及び高度人材の獲得について、実効性ある施策を講じること。

十五 次世代半導体の量産化等の事業の推進及び関連産業の集積を進めるに当たり、円滑な事業経営環境を整え、内外より高度なIT人材の確保をするための施策を行うことが必要であることに鑑み、関係省庁間の連携及び地方公共団体との連携の下、工業用水の確保、下水道及び道路等の必要なインフラの整備や、インターナショナルスクール等の設置及び周辺の学校や医療機関等、居住環境や生活環境の整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。

